

新潟市国土強靭化地域計画

～ 防災・救援首都を目指して ～

平成 27 年 3 月



目 次

はじめに	1
計画の構成	2
I 計画の策定趣旨、位置づけ	3
1.1 計画の策定趣旨	3
1.2 計画の位置づけ	3
1.3 計画期間	3
II 新潟市強靭化の基本的考え方	4
2.1 新潟市強靭化の目指す方向性	4
2.2 新潟市強靭化の基本目標	5
2.3 新潟市強靭化を推進する際に配慮すべき事項	6
III 新潟市強靭化の現状と課題、施策の推進方針	7
3.1 足元の安心安全の確保（防災・減災のまちづくり）	7
3.2 救援・代替機能の強化（首都直下地震等への機能発揮）	43
IV 計画の推進と見直し	61
4.1 計画の推進	61
4.2 P D C Aサイクルによる計画の推進	61
4.3 推進体制	61
4.4 計画の推進期間と見直し	61
参考資料編	61

はじめに

2011年3月11日、東北地方の太平洋側で発生した、想像もし得ない地震と津波により、多くの尊い命が失われ、我が国の社会生活や産業・経済の基盤に深い爪痕が刻まれた。

また同時に、今後発生が想定される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害への対応が、我が国にとっての喫緊の課題であるとの認識が迫られることとなった。

これまで本市は、50年前の新潟地震をはじめとする度重なる自然災害での経験を踏まえ、地域特性に応じた対応が図られるよう「安心安全」の土台をより強固にする取り組みを進めてきた。2010年秋からは超高齢社会に対応するため、府内に「安心政令市推進本部」設置の検討を始め、翌年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、津波想定など地域防災計画等の見直しや消防庁舎の移転・機能拡充に着手するなど、本市が目指す安心政令市の土台に「安心安全」を位置づけ、取り組んできた。

また、中越地震、中越沖地震での災害支援のノウハウと体制を有する本州日本海側唯一の政令指定都市として、東日本大震災では日本海側最大級の救援センターとしての機能を発揮した。

こうした背景を踏まえ、本市は、今後想定しうる様々な大規模自然災害のリスクを特定し、事前に備えておくことで、市民の生命や財産を守り、本市の社会・経済活動を維持し、迅速な復旧復興を可能にする地域の強靭化を推進するとともに、これまでの災害支援の経験・実績と本市が持つポテンシャルを生かし、我が国全体の強靭化に貢献する「防災・救援首都」を目指すものである。

以上のことから、これまでの実績と本市の特性をさらに磨くため、「足元の安心安全の確保」と「救援・代替機能の強化」を2本柱として、ソフト・ハードの両面から、幅広い分野の取り組みを推進するための指針として、本計画を策定する。

計画の構成

I 計画の策定趣旨、位置づけ

→ 計画の策定趣旨、計画の位置づけ、計画期間を提示

II 新潟市強靭化の基本的考え方

- 新潟市強靭化を進める前提として、市域の強靭化を目指す「足元の安心安全の確保」と、首都直下地震や南海トラフ地震などの太平洋側の大規模災害に備え、国全体の強靭化に貢献することを目標とする「救援・代替機能の強化」を新潟市強靭化の2本柱として提起
- 上記を踏まえて、2本柱それぞれの「基本目標」を設定
- 新潟市強靭化を推進する際に配慮すべき事項を提示

III 新潟市強靭化の現状と課題、施策の推進方針

◆ 「足元の安心安全の確保」

- 計画の対象とする危機事象を設定
- 設定した危機事象に基づき、市民生活への影響度、重要度を考慮して、国が基本計画に掲げる45項目の「起きてはならない最悪の事態」から16項目に重点化して設定
- 新潟市強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、16の「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性の評価を実施
- 16の「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果を踏まえ、事態回避のために取り組むべき施策の推進方針を提示
- 施策の進捗状況を的確に把握するため、関連する数値目標を設定

◆ 「救援・代替機能の強化」

- 国全体の強靭化に貢献する前提として、本市がもつ救援実績や地域特性から基本的な考え方を提示
- 新潟市の救援拠点としての実績、東日本大震災で新潟の果たした役割を提示
- 国が目指す方針、救援実績、地域特性を総合的に勘案し、推進すべき5つの分野を設定
- 5分野ごとに現状の把握と課題を整理し、推進すべき施策の方針を提示

IV 計画の推進と見直し

- 計画を着実に推進するための考え方や体制、進捗管理の方法を提示
- 計画の見直し時期、留意点について提示

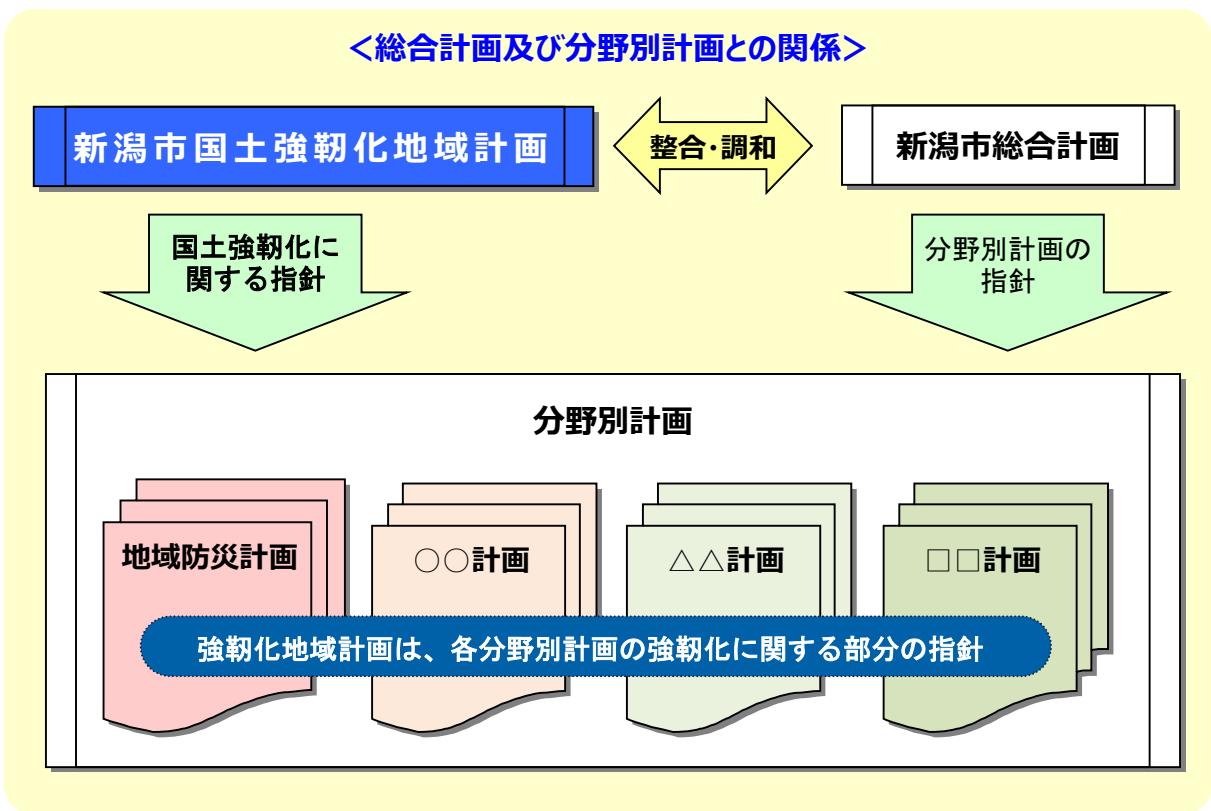
I 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

国全体の国土強靭化政策との調和を図りながら、国や事業者などの関係者相互の連携のもと、本市における国土強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定する。

1.2 計画の位置づけ

国土強靭化基本法（第十三条）に基づく国土強靭化地域計画であり、本市における国土強靭化に関し、本市の総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。



1.3 計画期間

計画期間は国土強靭化基本計画に準拠し5年とする。

II 新潟市強靭化の基本的考え方

2.1 新潟市強靭化の目指す方向性

本市の強靭化に向けては、大規模自然災害に対する市域の強靭化を図ることはもとより、国の国土強靭化政策と調和を図りながら、新潟市としての役割を發揮し、国全体の強靭化に貢献することが重要であり、地域の特性を考慮した新潟市強靭化の目指す方向性を以下の2本柱とした。

新潟市強靭化の2本柱

足元の安心安全の確保

本市が直面する様々な大規模自然災害のリスクから、市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能にするため、「足元の安心安全」を確保する。

救援・代替機能の強化

東日本大震災で救援拠点として機能した実績や本市が有する地域特性を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震などの太平洋側の大規模災害に備え、国全体の強靭化に貢献するため、「救援・代替機能」を強化する。

<地域特性>

- ・新潟地震の被災歴
- ・豪雨による浸水被災歴
(新潟・福島豪雨など)
- ・市域の4分の1が海拔ゼロメートル地帯
- ・冬季風浪による海岸侵食 など

<地域特性>

- ・本州日本海側の中心に位置し、首都圏300km圏内に位置
- ・首都圏と直結するなど、多様な交通ネットワークを有する交通の結節点
- ・油槽所やLNG基地を有しており、日本海側のエネルギー供給拠点
- ・経済・産業機能分散の受け皿としてのポテンシャル
- ・全国屈指の大農業都市であり、農業と食品産業の拠点都市
- ・災害支援の経験と実績。関東諸都市との災害時応援協定を締結

2.2 新潟市強靭化の基本目標

足元の安心安全の確保にかかる基本目標

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 本市の迅速な復旧復興を可能にすること

※足元の安心安全の確保に向けた視点

- ア 人命の保護が最大限図られる
- イ 救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する
- エ 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- オ 地域の経済活動(サプライチェーン含む)を機能不全に陥らせない
- カ 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧を図る
- キ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ク 制御不能な二次災害を発生させない

救援・代替機能の強化にかかる基本目標

- 国全体の強靭化に貢献すること

※救援・代替機能の強化に向けた視点

- ア 国全体の社会・経済活動を機能不全に陥らせないために、首都圏一極集中から分散型の国土形成への転換に貢献する
- イ 首都圏など地域外の救助・救援、医療活動等に貢献する
- ウ 首都圏など地域外の生活・経済活動に必要なライフラインの早期復旧に貢献する

2.3 新潟市強靭化を推進する際に配慮すべき事項

【新潟市強靭化に向けた取り組姿勢】

- (1) 本市の強靭化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進
- (2) 本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化と潜在力の引き出し
- (3) 地域間連携の強化による、災害時の相互応援体制の構築

【適切な施策の組み合わせ】

- (4) ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効率的に施策を推進
- (5) 非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫

【効率的な施策の推進】

- (6) 市民の需要の変化等を踏まえ、財政資金の効率的使用により施策の重点化を図る
- (7) 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的に施策を推進

【地域特性に応じた施策の推進】

- (8) コミュニティ機能の向上、地域における強靭化推進の担い手が活動できる環境整備
- (9) 女性、子ども、高齢者、障がい者等への配慮
- (10) 自然との共生、環境との調和及び景観の維持への配慮

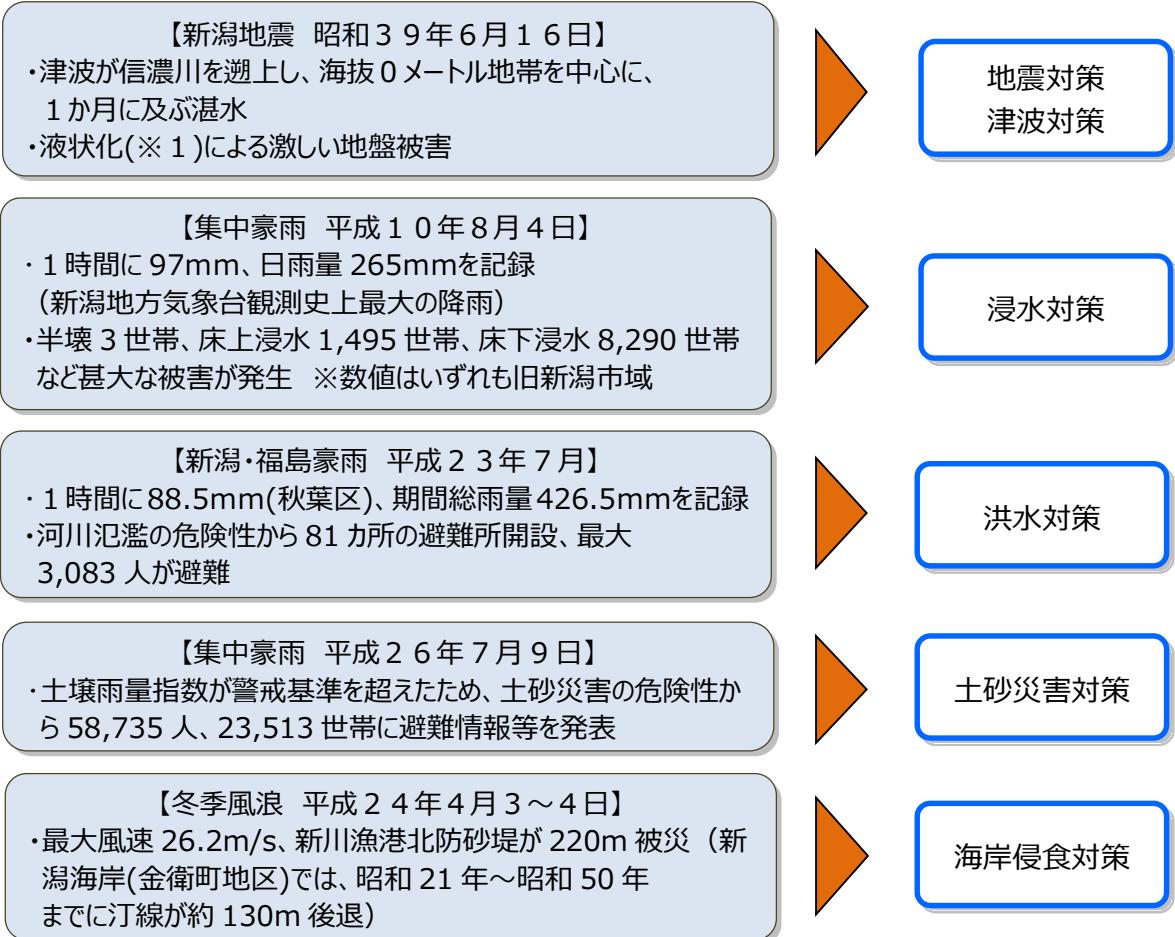
III 新潟市強靭化の現状と課題、施策の推進方針

3.1 足元の安心安全の確保（防災・減災のまちづくり）

3.1.1 危機事象の設定

過去の被災経験や地域特性から、本市に甚大な被害をもたらす可能性がある自然災害を対象 ⇒ <地震> <水害> <土砂災害> <津波>

(※国の基本計画に準拠し、原子力災害などの大規模事故やテロなどの危機事象は対象外とする)



※1 液状化について

昭和39年6月に発生した新潟地震において、埋立地などの軟弱地盤が振動によって大規模な液状化現象が発生した。

地下水の噴出、噴砂、地割れ、地盤の隆起、陥没、水平移動など地盤の流動による被害が集中し、多くの建物が傾いたほか、大規模コンビナート火災や道路の陥没、橋梁の倒壊など多大な物的被害が発生した。

本市の地形・地質の特性として、新潟平野は、表層部分を構成する沖積層が極めて厚く、砂丘部分を除いて200mにも達し、液状化の生じやすい緩い状態の砂層が地表面から10m以上も厚く堆積していることから、大きな地震が起こった際は、北陸地方整備局が公益社団法人地盤工学会北陸支部との共同により作成した「液状化しやすさマップ」によると、新潟地域は、秋葉区や西蒲区の丘陵、山地を除く広い範囲で液状化が発生するというリスクを抱えている。

液状化対策として地盤改良などの工法が実施されているが、対象が極めて広範囲にわたり、事前の対策をとることが困難なことから、事後の啓開を迅速にとれる体制を整えることが重要である。

3.1.2 16の「起きてはならない最悪の事態」と「施策の推進方針」

基本目標の達成に向け、本市で起こりうる4つの危機事象（地震・水害・土砂災害・津波）や、市民生活に密着する基礎自治体の立場等を踏まえ、国が基本計画に掲げる45の「起きてはならない最悪の事態」から16項目に重点化し設定した。

3.1.3 起きてはならない最悪の事態の設定

No	起きてはならない最悪の事態
①	建物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
②	河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び海岸侵食
③	土砂災害等による多数の死傷者の発生
④	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
⑤	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
⑥	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
⑦	被災による医療機能の麻痺
⑧	市役所及び区役所の被災による大幅な機能低下
⑨	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
⑩	地域交通ネットワーク及び広域的な基幹交通の機能停止
⑪	農地の荒廃や生産基盤の機能停止等による食料供給の停滞
⑫	電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止
⑬	上水道の長期にわたる供給停止
⑭	下水道施設の長期にわたる機能停止
⑮	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
⑯	地域コミュニティの機能が活かされないことにより被害が悪化する事態

※参考資料編「資料5」参照

3.1.4 16の「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

前項3.1.3で定めた16の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外の実施主体による取り組みを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集、参考指標として活用した。

上記の分析・評価をもとに、項目別に取り組むべき施策の推進方針を設定した。

① 建物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (1/2)

脆弱性の評価

【住宅、建築物等の耐震化】

- 避難所や多くの人が利用する施設等の耐震化についてはさらなる促進が必要である。また、体育館やホール等の大規模空間のつり天井(特定天井)や照明器具などの脱落対策を併せて推進する必要がある。
- 民間の住宅・建築物等の耐震化率は、一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。

〈現状〉

市有施設の耐震化率 (H26) : 学校 約 96%
学校以外の避難所 約 92%
社会福祉施設等 約 87%

民間施設の耐震化率 (H25) : 住宅約 79% [全国平均 約 79% (H20)]
市立学校の体育館などで特定天井がある施設 (H26) : 19 校

【家具等の転倒防止】

- 地震発生時における人的被害軽減のため、自助による家具や冷蔵庫等の転倒防止策が求められるが、現況は 17.3% にとどまっており、より多くの市民から転倒防止策を講じてもらう必要がある。

〈現状〉

家具等転倒防止対策 市政世論調査 17.3% (H26) [国調査 40.7% (H25)]

【緊急輸送道路の機能確保】

- 緊急輸送道路等の沿線・沿道建築物の耐震化（第一次指定道路 74%）を優先的に促進する必要がある。
- 緊急輸送道路の無電柱化は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。

【緊急車両の進入路、避難路の整備】

- 緊急車両の進入路、避難路の整備は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。

〈現状〉

幹線道路から 500m 圏域人口割合 : 53% (H25)

【道路啓開体制の整備】

- 迅速な消火活動及び救命・救急活動が行えるよう、道路啓開体制を強化していく必要がある。

【避難場所の指定・整備】

- 防災上重要な公園、緑地、広場を、今後も引き続き、市街地を中心として整備していく必要がある。

〈現状〉

市民 1 人当たりの都市公園面積 : 9.9 m² (H25) [全国平均 10.1 m² (H25)]

施策の推進方針

倒壊・建物等の
火災

②河川洪水等の
浸水・海岸侵食

③土砂災害等
による死傷者等

④大規模津波
による死傷者等

⑤情報伝達不備
による死傷者等

⑥物資供給の
長期停止

⑦医療機能の
麻痺

⑧役所被災による
機能低下に

【住宅、建築物等の耐震化】

- 住宅・建築物の耐震化については、新潟市建築物耐震改修促進計画を基に耐震化を促進する。
- 体育館やホール等の大規模空間の特定天井や照明器具などの脱落対策を併せて推進する。
- 民間の戸建の木造住宅や分譲マンションについては、耐震改修に向けた補助制度を活用することにより、耐震化を促進していく。また、老朽マンションの建替えについては、権利者の合意形成に向けた活動を支援し、建て替えを促進する。

〈目標〉

- 市有施設の耐震化率（H27）：学校 100%
学校以外の避難所 約 100%
- 市立学校の特定天井の改修率：100% (H27)

【家具等の転倒防止】

- 地震発生時における人的被害軽減のため、自助による家具や冷蔵庫等の転倒防止策が求められるが、現況は 17.3% にとどまっていることから、転倒防止策の重要性について市民周知を強化し、実際の行動に結びつける。

〈目標〉

- 転倒防止器具設置 当該年度の全国平均 (H31)

【緊急輸送道路の機能確保】

- 緊急輸送道路等の沿線・沿道建築物について優先的に耐震化を促進する。
- 緊急輸送道路の無電柱化を着実に進める。（国・市）

【緊急車両の進入路、避難路の整備】

- 居住地において、緊急車両の進入路、避難路を確保するため、幹線道路（幅員 7.5 m 以上）や橋梁の整備を着実に進める。

〈目標〉

- 幹線道路から 500m 圏域人口割合：55% (H30)

【道路啓開体制の整備】

- 災害時応援協定に基づき、道路啓開体制を強化する。

【避難場所の指定・整備】

- 引続き、市街地を中心として、防災上重要な公園、緑地、広場の整備を推進する。

〈目標〉

- 市民 1 人当たりの都市公園面積：約 10.4 m² (H30)

① 建物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生 (2/2)

脆弱性の評価

【消防署の耐震化】

- 消防活動の拠点となる各区の消防署は8箇所とも耐震化されている。

【消防部隊及び消防装備等の強化】

- 消防部隊の災害対応能力を一層強化するとともに、消火活動上、重要な消火栓、防火水槽等の消防水利、消防車両等の整備を計画的に進める必要がある。また、航空消防体制について取り組んでいく必要がある。

〈現状〉

消防水利充足率：94.2% (H25)

【消防団の充実強化】

- 地域防災力の中核的な役割を担う消防団への入団促進、活動環境の整備など消防団活動の更なる充実強化を図る必要がある。

〈現状〉

人口10万人当たりの消防団員数<（実員/人口）×10万>：749人 (H25) [政令市中トップ (政令市平均236人、全国平均：679人)]

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 災害時には、お互いの助け合いにより、命を守る共助が大切となることから、自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育てていく必要がある。

〈現状〉

自主防災組織結成率：83.4% (H25) [全国平均 77.9% (H24)]

市推奨防災訓練実施率：61.8% (H25)

【事業所等の火災に対する安全対策】

- 防火対象物及び危険物施設に対して、是正指導や防火管理体制、自衛消防力の強化を積極的に推進し、事業所等の安全対策の強化を図る必要がある。

【新潟駅の新幹線駅部高架橋の耐震化 (JR 東日本 新潟支社)】

- 新潟駅の新幹線駅部高架橋は、耐震補強対策が完了している。

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取り組を行う必要がある。

施策の推進方針

【消防署の耐震化】

- 消防活動の拠点となる各区の消防署は8箇所とも耐震化済みであり、発災時には確実にその機能を發揮させる。

倒壊物等の火災

【消防部隊及び消防装備等の強化】

- 消防部隊の災害対応能力を一層強化するとともに、消火活動上、重要な消火栓、防火水槽等の消防水利、消防車両等の整備を計画的に進める。また、航空消防体制の取組みについて検討する。

〈目標〉

消防水利充足率：94.4% (H27)

浸水・海岸侵食

による死傷者等

による死傷者等

等による死傷者等

長期停止の

医療機能の

役所被災による機能低下

【消防団の充実強化】

- 消防団活動の更なる充実強化に向け、入団促進、活動環境を整備し、より地域に密着した活動を推進する。

〈目標〉

人口10万人当たりの消防団員数<（実員/人口）×10万>：政令市トップの現状を維持]

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 災害時には、お互いの助け合いにより、命を守る共助が大切となることから、自主防災組織の結成活動を支援するとともに、市主催による防災士養成講習会を実施するなど、地域における防災リーダーの育成を進める。

〈目標〉

市推奨防災訓練実施率：毎年70%以上

市主催の講習会受講による防災士資格取得者：100人 (H26・H27)

【事業所等の火災に対する安全対策】

- 事業所等の安全対策の強化に向け、防火対象物及び危険物施設に対する是正指導や防火管理体制、自衛消防力の強化を積極的に推進する。

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進めること。（国・県・市）

②河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び海岸侵食（1/2）

脆弱性の評価

【河川改修等の治水対策等】

- 新潟福島豪雨（H23.7）において、信濃川・阿賀野川では既往最高水位・最大流量を記録するなど、非常に危険な状況となっており、治水対策を推進する必要がある。
- 中心市街地における河川堤防（信濃川、阿賀野川河口部）の耐震化はほぼ対策済みであるが、中小河川は津波遡上による浸水想定がまだ明らかとなっていないため、明らかとなった段階で中小河川堤防の対策検討が必要である。

〈現状〉

人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する整備率（信濃川下流、阿賀野川の新潟市区間）：約96%（H25）

【海岸保全施設等の整備】

- 日本海特有の冬季風浪などの厳しい気象、海象条件や沿岸漂砂の遮断、河川からの土砂供給の減少などにより、砂浜が年々減少し、海岸侵食も著しく、海岸背後地への被害が懸念されていることから、海岸の早期安定化を図るため、重点的な海岸保全施設を整備する必要がある。

〈現状〉

新潟市内の侵食海岸の汀線防護が完了している延長：15,598m（H25）

【市街地等の浸水対策】

- 平成10年8月4日の集中豪雨による浸水被害を受け、重点施策として雨水管やポンプ場の整備や公共施設での雨水流出抑制施設の整備を進めている。引き続き、雨水管や雨水流出抑制施設等の整備を進めるとともに、農業施設の排水機場や下水道施設の処理場ポンプ場の機能強化や非常用電源の確保などの対策を迅速に進める必要がある。
- 浸水対策率は70.6%（H25）であるが、対策の進んだ地域においても局所的な計画雨量を超える集中豪雨により、更なる対策が必要な箇所がある。

〈現状〉

浸水対策率：70.6%（H25）（浸水対策率：H10.8.4豪雨の際に床上浸水した件数のうち、概ね10年に1回の降雨（最大で約50mm/hの計画降雨）に対応した整備が完了した区域内にある件数）

下水道ポンプ場で非常用発電機の設置が必要な29施設に設置済

農業用排水機場非常用電源整備率 4/17機場=24%（H25）

施策の推進方針

【河川改修等の治水対策等】

- やすらぎ堤の整備や信濃川、阿賀野川の河道掘削、大河津分水路の抜本的改修に向けた早期の工事着手及び中ノロ川の改修など、治水対策を着実に進める。
(国・県・市)
- 中ノロ川の直轄化について促進する（市）
- 洪水時等における円滑な水防活動や緊急復旧活動等の拠点となる河川防災ステーションの整備を進める。（国・市）
- 中小河川の堤防の耐震化について、津波遡上による浸水想定が示された段階で中小河川堤防の対策を検討する。（県）

〈目標〉

人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する整備率（信濃川下流、阿賀野川の新潟市区間）：約 97 % (H28)

①
倒壊・火災
建物等の

②
浸水・河川洪水等の
海岸侵食

③
による死傷者
土砂災害等

④
による死傷者
大規模津波

⑤
等による死傷者
情報伝達不備

⑥
長期停止
物資供給の

⑦
麻痺機能の
医療機能

⑧
による機能低下
役所被災に

【海岸保全施設等の整備】

- 新潟海岸の海岸侵食対策として、海岸保全施設の整備を進める。（国・県）

〈目標〉

新潟市内の侵食海岸の汀線防護が完了している延長：17,967m (H28)

【市街地等の浸水対策】

- 農業施設の排水機場や下水道施設の処理場ポンプ場等の排水施設の機能強化や非常用電源の確保などの対策を進めるとともに、雨水貯留管など浸水対策施設や雨水流出抑制施設等の整備を進める。（国・県・市）
- 浸水対策の進んだ地域においても計画雨量を超える局所的な集中豪雨への備えが必要な箇所について、更なる対策を進める。

〈目標〉

浸水対策率：79.2% (H30)

農業用排水機場非常用電源整備率 10/17 機場=59% (H34)

②河川洪水や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び海岸侵食（2/2）

脆弱性の評価

【洪水等の避難対策】

- 洪水及び内水ハザードマップを作成しているが、例えば、洪水時に避難不可となる避難所もあることから、ハザードマップを活用しながら地域が抱えるリスクや避難方法等について啓発していく必要がある。
- 浸水地からの救助において、消防局、各消防署に救命ボートを配備している。また、国から水陸両用バギーの貸与を受け、水難時に備えているが、被害が広範囲に及んだ場合、救助できる人数には限りがあることを市民に理解してもらう必要がある。

〈現状〉

洪水ハザードマップ：8 区整備済
内水ハザードマップ：東、中央、西区整備済（H26）
救命ボート 35 台

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組みを行う必要がある。

③土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

【土砂災害警戒区域の指定】

- 土砂災害警戒区域の指定が必要とされた 313 箇所について、県と連携して早期に指定を行い、警戒避難体制を整備する必要がある。

〈現状〉

土砂災害警戒区域指定率(新潟市域分) : 83.4% (H25)

【土砂災害ハザードマップ作成及び避難対策】

- 土砂災害警戒区域がある秋葉区、西蒲区においてはハザードマップを作成しているものの、その他の区については、警戒区域の指定作業中のため、土砂災害危険箇所の区域内の世帯を対象に注意喚起文書を配布するに留まっている。今後、新たに警戒区域に指定された区域を含めてハザードマップを作成し、これらを活用しながら地域が抱えるリスクや避難方法などを啓発していく必要がある。

〈現状〉

土砂災害ハザードマップ作成・配布 : 秋葉区、西蒲区 (H25)

施策の推進方針

【洪水等の避難対策】

- 洪水及び内水ハザードマップを有効活用してもらうよう市民啓発を強化し、地域が抱えるリスクの把握や迅速での的確な避難行動に結びつける。

〈目標〉

浸水リスクに対する避難方法等の市民理解度：前回調査時よりも向上

倒壊・建物等の
火災

浸水・河川洪水等の
海岸侵食

による死傷者等

による死傷者等

等による死傷者

長期停止の

医療機能の

より機能被災に

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進めること。（国・県・市）

施策の推進方針

【土砂災害警戒区域の指定】

- 土砂災害警戒区域の指定が必要とされた313箇所について、県と連携して早期に指定を行い、警戒避難体制を整備する。（県・市）

【土砂災害ハザードマップ作成及び避難対策】

- 新たに土砂災害警戒区域に指定された区域を含めて土砂災害ハザードマップを作成する。
- 土砂災害ハザードマップを作成後、有効活用してもらうよう市民啓発を強化し、地域が抱えるリスクの把握や迅速での的確な避難行動に結びつける。

〈目標〉

土砂災害警戒区域が存在しない南区を除く全対象区分の土砂災害ハザードマップ作成・配布（H27）

土砂災害リスクに対する避難方法等の市民理解度：前回調査時よりも向上

④広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

【津波発災時の避難場所の確保及び周知】

- 津波発災時の避難場所として、現在、津波避難ビルの指定を進めているが、今後新潟県から公表される津波浸水想定を踏まえ、避難場所や避難路の確保・周知に一層取り組んでいく必要がある。

〈現状〉

市指定津波避難ビル：113 箇所（H26 見込）

市指定津波避難ビルの収容人数 258,057 人（H26 見込）



【災害情報発信手段の整備】

- 沿岸や河口沿いに同報無線を整備するほか、行政無線のデジタル化に取組んでいるが、災害情報を市民に迅速かつ正確に伝達するため、今後も確実に進める必要がある。

〈現状〉

同報無線の整備：187 箇所（H26 見込）

防災行政無線のデジタル化整備率：移動系 100%（H23）、固定系 100%（H26 見込）



【市津波避難計画及び津波ハザードマップの作成】

- 津波避難にかかる本市の対応方針を定めた「新潟市避難計画」及び津波ハザードマップを作成し、地域が抱えるリスクや避難方法等について周知する必要がある。

〈現状〉

津波ハザードマップ：暫定版ハザードマップの作成（H25）



【地域がつくる津波避難計画】

- 住民が自分の判断で迅速に避難行動がとれるよう、地域や家庭などで自ら津波避難計画を作成する必要がある。



施策の推進方針

倒壊・建物等の
火災

浸水・河川洪水等の
海岸侵食

による死傷者等
土砂災害

による死傷者等
大規模津波

等による死傷者
情報伝達不備

長期停止の
物資供給

医療機能の
麻痺

役所機能低下に
よる機能低下

【津波発災時の避難場所の確保及び周知】

- 津波発災時の避難場所として、今後新潟県から公表される津波浸水想定を踏まえ、避難場所や避難路を引き続き確保する。
- 市が指定した津波避難ビル及び浸水リスクを周知するため、施設出入口等に海拔表記を加えた表示看板の設置を進める。

〈目標〉

H26末時点の市指定津波避難ビルへの看板設置完了 (H27)

【災害情報発信手段の整備】

- 沿岸や河口沿いへの新型同報無線などの拡充をはじめとした災害情報発信手段の整備を進める。

〈目標〉

信濃川河口、関屋分水河口部に新型同報無線を8箇所整備 (H27)

【市津波避難計画及び津波ハザードマップの作成】

- 新潟県の津波浸水想定が更新され次第、速やかに津波避難にかかる本市の対応方針を定めた「新潟市津波避難計画」及び津波ハザードマップを作成し、市民に周知する。また、津波ハザードマップを活用した地域の避難訓練等、具体的な行動に結びつける。

〈目標〉

津波災害リスクに対する避難方法等の市民理解度：前回調査時よりも向上
ハザードマップを活用した地域の防災訓練実施組織数：前年度よりも向上

【地域がつくる津波避難計画】

- 住民が自分の判断で迅速に避難行動がとれるよう、地域や家庭などが主体となった津波避難計画の作成を啓発、支援していく。

〈目標〉

「地域がつくる津波避難計画」作成のためのワークショップを対象となる全コミュニティ協議会向けに開催（ハザードマップ作成後概ね2～3年以内）

⑤情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性の評価

【災害情報伝達体制の整備】

- 市民への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、これまでJアラート自動起動装置の整備（H19）、Lアラート（当時：公共情報コモンズ）の加入（H25）、災害情報伝達一元化システムの導入（H26）などを進めてきており、今後も時代に即したものとの的確に取り込んでいく必要がある。
- 適切な基準で避難情報が発信できるよう、国のガイドラインに沿って土砂災害、津波に対する避難勧告等判断伝達マニュアルを作成し、運用を開始している。適宜、最新の動向を取り入れたマニュアルに見直していく必要がある。
- 北陸地方整備局や県、東北電力等との防災関係機関やライフライン関係機関等と相互に連絡がとれるよう防災相互通信用無線を運用している。また、デジタル防災行政無線を区や市民病院、ライフライン部署といった市関係部署等に配備しており、災害時に必要な情報を相互に伝達できるよう整備している。

〈現状〉

- Jアラート自動起動装置整備済（H19）
- 災害情報伝達一元化システム：整備済（H26）
- 災害情報伝達手段：11種類（H25）
- デジタル防災行政無線設置台数 554局（H25）

【市民に対する防災意識等の啓発】

- 避難勧告等の情報を発信しても的確に市民が避難しなければ人命を守ることができない恐れがあることから、市民が災害発生時の危機感を認識し、自ら情報収集したうえで的確に判断できるよう、防災意識等の啓発を行う必要がある。

〈現状〉

- 「にいがた防災メール」登録者数：19,955人（H26 見込）

【災害種別ごとの避難場所の指定】

- 現在、全避難所について、地震、洪水、土砂災害ごとの避難可否が区分できた段階であり、今後、市民に周知する必要がある。

〈現状〉

- 避難所の災害別避難可否の区分：全367箇所（H26）

施策の推進方針

【災害情報伝達体制の整備】

- 市民への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、今後も時代に即したツールを的確に取り込むとともに、報道機関との連携を強化する。
- 避難勧告等判断伝達マニュアルについて、適切な基準で避難情報が発信できるよう、最新の動向を取り入れながら、隨時、見直す。
- 北陸地方整備局や県、東北電力等との防災関係機関やライフライン関係機関等及び、市関係部署等と、無線による連絡体制を構築しており、災害時に確実にその機能を発揮できるよう無線運用訓練を継続実施する。

〈目標〉

関係機関等との無線運用訓練（1回/年）

倒壊・建物等の
火災

②河川洪水等の
浸水・海岸侵食

③土砂災害等
による死傷者等

④大規模津波
による死傷者等

⑤情報伝達不備
等による死傷者等

⑥長期停止の
物資供給の

⑦医療機能の
麻痺

⑧役所機能低下に
よる機能被災に

【市民に対する防災意識等の啓発】

- 市民（企業、社会福祉施設等を含む）が各々の立場において、災害発生時の危機感を認識し、自ら情報収集したうえで的確に判断できるよう、防災意識等の周知啓発を強化する。

〈目標〉

6.16 防災の日に啓発活動実施（H27）

「にいがた防災メール」登録者数：毎年度 500 人増

【災害種別ごとの避難場所の指定】

- 全避難所の、地震、洪水、土砂災害ごとの避難可否区分について、市民に周知啓発を強化し、実際の的確な避難行動に結びつける。

〈目標〉

災害別（津波を除く）対応表示看板の設置：全避難所（H27）

⑥被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性の評価

【自助・共助を含めた災害備蓄】

- 公的には、現行の被害想定による避難者数の1食分（約11万4千食）の食糧を備蓄しているが、備蓄方法や品目等について見直していくとともに、市民から個人備蓄や事業所での備蓄などの必要性を認識してもらい、自助・共助としての災害備蓄の充実を図る必要がある。



【非常用物資供給の協力体制の整備】

- 物資供給、物資搬送及び交通網の早期復旧を図るために、各種団体と災害時応援協定を締結しているが、さらなる協力体制の強化が必要である。

〈現状〉

災害時応援協定締結団体数(H25)：(物資供給) 16団体、(輸送) 7団体、
(道路復旧) 15団体



【緊急車両の進入路、避難路の整備等】

- 緊急車両の進入路、避難路の整備は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。

〈現状〉

幹線道路から500m圏域人口割合：53% (H25)



施策の推進方針

【自助・共助を含めた災害備蓄】

- 公的備蓄の適正な備蓄方法や品目、数量等を検討するとともに、自助・共助による災害備蓄の充実に向け、個人備蓄や事業所等での備蓄の必要性を周知し、実際の行動に結びつける。

〈目標〉

- 個人備蓄の向上：前回調査時よりも向上
- 自主防災組織や事業所等を対象とした防災研修会の開催（1回以上/年）

①建物等の倒壊・火災

②河川洪水等の浸水・海岸侵食

③土砂災害等による死傷者

④大規模津波による死傷者

⑤情報伝達不備等による死傷者

⑥長期停止の長物資供給の

⑦医療機能の麻痺

⑧役所被災による機能低下

【非常用物資供給の協力体制の整備】

- 物資供給、物資搬送及び交通網の早期復旧に向けた協力体制を強化するため、締結済の災害時応援協定の実効性を向上するとともに、各種団体との災害時応援協定の締結を一層進める。
- 「道の駅」の支援物資集配拠点としての活用を検討する。

〈目標〉

- 協定締結団体との訓練実施（1回以上/年）
- 協定締結団体数：毎年度1団体以上増加

【緊急車両の進入路、避難路の整備等】

- 緊急車両の進入路、避難路となる幹線道路（幅員7.5m以上）や橋梁の整備を着実に進める。

〈目標〉

- 幹線道路から500m圏域人口割合：約55%（H30）

⑦被災による医療機能の麻痺

脆弱性の評価

【新潟市民病院の機能整備】

- 「新潟市民病院」が災害拠点病院として確実に機能を発揮できるよう、免震構造を採用した耐震化により、施設倒壊を防ぐだけでなく、医療機器の転倒防止等を図っている。また、構内の主要なアクセス路は液状化対策済みであり、屋上のヘリポートは、大型ヘリが離着陸できるよう整備している。
- 電源機能として、天然ガスコーチェネレーションシステム及び耐震認定を受けた中圧導管を採用し、消防法の特例を受けた自家発電システムを備えている。
- DMAT の編成、ドクターカーの配備、食糧や医薬品等の備蓄、防災・災害医療マニュアルの整備、非常時緊急連絡体制の整備などを行っている。

〈現状〉

新潟市民病院の耐震化：免震構造を採用した耐震化済
新潟市民病院における防災医療マニュアル：策定済

【医療救護活動体制の整備】

- 発災時における医療救護活動及び保健活動を円滑に実施するため、市保健所長を医師等の需給状況の把握及び派遣調整等を担う「災害医療コーディネーター」として配置しているほか、市医師会等医療関係団体の長や、災害拠点病院長、コーディネーター等で構成する「災害医療コーディネートチーム」を整備している。今後は災害時保健医療活動計画に基づき、医療関係団体等との連携体制の構築や活動体制の充実を図る必要がある。
- 発災時において迅速に医療提供体制を確保するためには、災害時の医療機能を示す計画が必要となるが、現在は未策定であり、速やかに策定する必要がある。

〈現状〉

災害医療コーディネートチーム：設置済

【医薬品・医療スタッフ等の確保】

- 発災時への備えとして、医薬品や医療資機材を備蓄しているが、医療救護活動が速やかに行えるよう一層の充実が必要である。併せて医療スタッフの確保体制の整備が必要である。

【災害拠点病院のアクセス機能確保】

- 液状化等の道路被災時においても災害拠点病院等にアクセスできるよう、緊急輸送路の道路啓開体制を強化していく必要がある。

施策の推進方針

【新潟市民病院の機能確保】

- 「新潟市民病院」について、発災時に災害拠点病院としての機能を確実に発揮させるため、引き続き食糧や医薬品等の備蓄管理及び防災・非常時緊急連絡体制の更新等を行う。

〈目標〉

新潟市民病院内の災害時医療訓練（1回/年）の実施
DMAT 出動訓練（1回/年）

①倒壊・建物等の火災

②河川洪水等の浸水・海岸侵食

③土砂災害等による死傷者等

④大規模津波による死傷者等

⑤情報伝達不備等による死傷者等

⑥物資供給の長期停止

⑦医療機能の麻痺

⑧役所機能被災による機能低下

【医療救護活動体制の整備】

- 発災時における医療救護活動を円滑に実施するため、災害医療コーディネートチームの機能を確実に発揮させるとともに、災害時保健医療活動計画に基づき、医療関係団体等との連携体制の構築や活動体制の充実を図る。
- 発災時において迅速に医療提供体制を確保するため、災害時において必要な医療を確保する計画の策定を進める。

〈目標〉

新潟市医療計画(災害時における医療)の策定（H27年度）

【医薬品・医療スタッフ等の確保】

- 発災時への備えとして、医薬品や医療資機材の備蓄を一層充実させる。また、医療スタッフの確保体制を整備する。

【災害拠点病院のアクセス機能確保】

- 液状化等の道路被災時においても災害拠点病院等にアクセスできるよう、緊急輸送路の道路啓開を速やかに行うために、建設業の協会及び団体との連携を強化する。（国・市）

⑧市役所及び区役所の被災による大幅な機能低下

脆弱性の評価

【庁舎等の耐震化】

- 市役所本館、東区、江南区、秋葉区、西区の区役所は、耐震化済である。今後、耐震化が不十分な第一分館や白山浦庁舎及び北区、南区、西蒲区の区役所庁舎等について、対策を進める必要がある。

〈現状〉

市役所庁舎及び区役所庁舎の各棟別の耐震化率：約 44% (H25) (8 棟/18 棟)

【業務継続体制の整備】

- 災害時において速やかに応急対策業務を可能とするため、各対策部における応急対策マニュアルを整備しているが、応急対策業務を行いつつ、最低限の行政サービスを継続するための業務継続計画は作成されていない。他都市との相互補完・連携体制の構築と合わせ、災害時における業務継続体制を強化する必要がある。

〈現状〉

業務継続計画（震災対策編）：策定予定 (H26)

【バックアップ体制の整備】

- 市役所及び区役所は、災害時のすべてのフェーズにおいて応急対策業務を行う基本的資源であり、これまで也非常用電源設備の整備を進めてきた。引き続き、代替機能、物資の備蓄、電力、各種システムデータ等について、バックアップ体制を強化する必要がある。

〈現状〉

災害対策本部非常用電源機能：H25 整備済

【他都市等との相互応援協定】

- 災害時に本市単独で十分な応急・復旧対策ができないときに備えて集団での「21 大都市災害時相互応援協定」や「災害時における近隣市町村相互応援協定」、個別的な川崎市、横浜市、さいたま市、前橋市、高崎市の関東方面の自治体等との相互応援協定を結んでいる。
- 災害時に情報通信確保や被災状況調査及び応急対策の支援などを担う TEC-FORCE との応援体制について関係強化を図る必要がある。

〈現状〉

21 大都市災害時相互応援協定締結 (H19)

災害時における近隣市町村相互応援協定締結 (H7)

川崎市 (S44)、横浜市 (H19)、さいたま市 (H25)、前橋市 (H26)、高崎市 (H26)
協定締結

施策の推進方針

【庁舎等の耐震化】

- 市役所及び区役所機能を維持するため、市役所区役所庁舎の整備について、耐震性や老朽度等を踏まえながら総合的に検討していく。

①倒壊・火災

②河川洪水等の
浸水・海岸侵食

③土砂災害等
による死傷者等

④大規模津波
による死傷者等

⑤情報伝達不備
等による死傷者等

⑥物資供給の
長期停止

⑦医療機能の
麻痺

⑧役機能被災下に

【業務継続体制の整備】

- 災害時における業務継続体制の強化に向け、他都市との相互補完・連携体制の構築及び、業務継続計画の継続的な見直しを行う。

〈目標〉

業務継続計画を活用した全庁防災訓練の実施（H28 以降年 1 回以上）

【バックアップ体制の整備】

- 市役所及び区役所の代替機能、物資の備蓄、電力、各種システムデータ等について、バックアップ体制を強化する。

〈目標〉

災害対策本部の代替機能：新消防庁舎に確保（H28）

【他都市等との相互応援協定】

- 集団での「21 大都市災害時相互応援協定」や「災害時における近隣市町村相互応援協定」、個別的な川崎市、横浜市、さいたま市、前橋市、高崎市の関東方面の自治体等との相互応援協定を効果的に活用するため、相互の訓練への参加や連絡体制の充実、定例会議などを通じ、日頃からの連携を強化する。
- 災害時に情報通信確保や被災状況調査及び応急対策の支援などを担う TEC-FORCE との応援体制について関係強化を進める。

〈目標〉

指定都市市長会行動計画担当課長会、幹事市等連絡会、支援グループ連絡会への参加（年 1 回以上）

大都市防災主管者会議（年 1 回）

自治体防災情報ネットワーク連絡会（年 1 回）

指定都市市長会行動計画に係る情報伝達訓練・図上訓練への参加（年 1 回以上）

⑨電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性の評価

【通信施設の耐震化等（NTT 東日本）】

- 電信電話については、通信ビルの耐震化及び水害対策を実施済みであるとともに、災害時の電力供給停止に備え、全通信ビルに大容量蓄電池や非常用発電機を配備しているが、電力供給停止の長期化に備え、施設稼働用の非常用発電機の燃料確保策を強化していく必要がある。

〈現状〉

通信ビルの地震対策：耐震化済

通信ビルの水害対策：実施済

通信ビルの電源機能：大容量蓄電池や非常用発電機配備済

災害時に新潟県と協定を締結している中核ガソリンスタンド等に燃料提供要請を含む「災害時における通信設備復旧等の協力」に関する協定を締結（H26）

⑩地域交通ネットワーク及び広域的な基幹交通の機能停止（1/2）

脆弱性の評価

【交通・物流ネットワークの確保】

交通ネットワークの分断の態様によっては、代替機能が不足することが想定されることから輸送手段ごとの代替性の確保だけでなく、各輸送手段相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

【道路ネットワークの整備】

- 代替性確保のための高規格道路、放射環状型幹線道路ネットワークの整備は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。

【緊急輸送道路の道路橋梁等の耐震対策等】

- 道路の防災対策などを着実に推進する必要がある。
- 緊急輸送道路上橋梁の耐震化は進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。

〈現状〉

市管理の緊急輸送道路上橋梁の耐震化率（S55 基準相当）：約 89% (H25)

緊急輸送道路 約 550km (1 次：約 188km、2 次：約 289km、3 次：約 73km)

※「兵庫県南部地震を想定し、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐレベルの対策（橋梁耐震補強 3 箇年プログラム）」による耐震化率

施策の推進方針

【通信施設の耐震化等（NTT 東日本）】

- 電信電話について、通信ビルの耐震化及び水害対策、非常用発電機等を整備済みであり、今後は電力供給停止の長期化に備え、施設稼働用の非常用発電機の燃料確保策を強化するとともに、訓練の実施等を通じて実効性を高める。

〈目標〉

長期電力供給停止等を含む災害復旧訓練実施（1回以上/年）

⑨電力停止による通信の麻痺

⑩機能幹交通の停止

⑪食料供給の停止

⑫長期工ナールギー供給停止

⑬上水道の長期供給停止

⑭下水道の长期機能停止

⑮災害処理による復興遅れ

⑯地域機能不全での被害悪化

施策の推進方針

【交通・物流ネットワークの確保】

- 様々な交通ネットワークの分断の事態に適切に対応して各輸送手段相互の代替性を確保し、必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制の強化を図る。（国・県・市等）
- 災害時における各輸送手段の代替性を確保するため道路、港湾、空港の整備を進める。（国・県・市）

【道路ネットワークの整備】

- 代替性確保のため、日本海沿岸東北自動車道や万代島ルート線などの着実な事業促進や、新潟中央環状道路の整備推進を図るなど、高規格道路、放射環状型幹線道路ネットワークの整備を着実に進める。（国・県・市等）

【緊急輸送道路の道路橋梁等の耐震対策等】

- 災害防除の要対策箇所など道路の防災対策を着実に推進する。（国・市等）
- 緊急輸送道路上橋梁の耐震化を着実に進める。（国・県・市等）

〈目標〉

市管理の緊急輸送道路上橋梁の耐震化率（S55 基準相当）：100%（H30）

⑩地域交通ネットワーク及び広域的な基幹交通の機能停止（2/2）

脆弱性の評価

【港湾施設の耐震化対策等】

- 國際拠点港湾である新潟港の耐震強化岸壁は、西港区1箇所、東港区2箇所で整備済みであるが、引き続き着実に港湾施設の耐震性能を強化していく必要がある。また、津波浸水想定が明らかになった段階で堤内地への浸水防止対策の検討が必要である。
- 港湾BCPをPDCAにより更新を行いながら、広域的な視点からも新潟港の災害対応能力を強化していく必要がある。

〈現状〉

大規模地震対策施設

〈耐震強化岸壁〉 西港区3箇所 453m（うち整備済み1箇所 130m）
東港区2箇所 380m（うち整備済み2箇所 380m）



【空港施設の耐震化】

- 地震被災時において緊急物資等輸送拠点としての機能、背後圏経済活動の継続性確保等を図るため、空港施設の耐震化を推進する。さらに、津波時の機能確保についても検討が必要である。

〈現状〉

新潟空港における基本施設の耐震化率 約28%（H26）



【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組みを行う必要がある。



施策の推進方針

【港湾施設の耐震化対策等】

- 新潟港における耐震強化岸壁や臨港道路の整備、コンテナターミナルの拡張などを促進し、新潟港における緊急物資輸送拠点及び幹線貨物輸送拠点に必要な施設を確保する。また、津波浸水想定が明らかになった段階で堤内地への浸水防止対策を検討する。（国・県）
- 港湾BCPを基に関係機関を含めた定期的な訓練を実施することで新潟港の災害対応能力を強化する。（県）

〈目標〉

平成27年港湾計画改訂による大規模地震対策施設

〈耐震強化岸壁〉 西港区：3箇所 683m 東港区：6箇所 1,600m

〈臨港道路〉 西港区：4路線 東港区：3路線

※平成40年代前半を目標年次とした方針

⑨電力停止による通信の麻痺

⑩基幹交通機能停止の

⑪食料供給の堤体

⑫長期エネルギー供給停止

⑬上水道の長期供給停止

⑭下水道の長期機能停止

⑮災害処理停滯による復興遅れ

⑯地域機能不全での被害悪化

【空港施設の耐震化】

- 新潟空港の滑走路の耐震化（液状化対策）を推進するとともに、津波時の機能確保について検討していく。（国）

〈目標〉

新潟空港の滑走路耐震化率：100%（H30年代前半）

【その他】

- インフラ施設について、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。（国・県・市等）

⑪農地の荒廃や生産基盤の機能停止等による食料供給の停滞

脆弱性の評価

【食糧生産基盤の整備】

- 農業用排水機場の耐震照査は県営が完了し、国営は調査中。今後耐震補強など、災害対応強化に向けたハード対策を推進していく必要がある。
- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組みを行う必要がある。

〈現状〉

農業用排水機場耐震照査率：58.8% (H26)

【農地の荒廃抑制】

- 農地が持つ多面的機能の保全・再生に向け、地域コミュニティと連携した取組みを進めているが、農地に占めるカバー率は63% (H25) であり、カバー率向上に向けた対策の必要がある。

〈現状〉

農用地のカバー率：63% (H25) (新潟市の全農用地面積に占める、多面的機能支払交付金対象農用地面積)
田んぼダム面積：5,000ha (H25)

⑫電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止

脆弱性の評価

【発変電所及び送電線の耐震化等（東北電力）】

- 発電所・変電所・送電線は耐震対策を行っており、過去の新潟地震クラスであれば耐震上問題はない。配電線については耐震性能の高い機器の導入を進めているが、津波等により地中配電設備が浸水した場合、長期にわたり停電する可能性がある。

〈現状〉

発電所、変電所、送電網は耐震対策済

【電力供給にかかる受援体制の整備（東北電力）】

- 災害により大規模・広域的な停電が発生した場合には、全社もしくは他社（他電力、協力会社）からの応援を受け早期復旧を図ることとしている。

【都市ガス施設の耐震化等（北陸ガス）】

- 都市ガスについては、球形ガスホルダーの耐震化や耐震性の高い導管の敷設といった地震対策及び津波浸水対策が必要である。
- 現在は、二次災害防止のため地震被害が大きな地域は速やかに供給停止し、被害が小さな地域は供給を継続する「地震時緊急遮断システム」を構築している。しかし、都市ガスは、一旦供給停止すると復旧に多数の作業工程が必要である。

〈現状〉

市内の都市ガス製造設備（建屋、ガスホルダー等）：耐震化済

耐震性の高い導管への入替：実施中

供給設備の津波・大雨洪水対策：実施中

災害を想定した訓練：継続実施

施策の推進方針

【食糧生産基盤の整備】

- 農業用排水機場における耐震照査の早期完了及び照査結果に基づいた耐震対策を推進する。（国・県）
- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。（国・県・市等）

〈目標〉

農業用排水機場耐震照査率：100%（H30）

⑨電力停止による通信の麻痺

⑩基幹交通の機能停止

⑪食料供給の堤体供給

⑫長期供給停止ギヤー

⑬上水道の長期供給停止

⑭下水道の长期機能停止

⑮災害処理停滯による復興遅れ

⑯地域機能不全での被害悪化

施策の推進方針

【発電所及び送電線の耐震化等（東北電力）】

- 発電所、変電所、送電線は耐震対策済み。地中配電設備が浸水した場合には、仮設架空配電線の建設による早期送電について検討していく。

⑬上水道の長期供給停止

【電力供給にかかる受援体制の整備（東北電力）】

- 災害により大規模・広域的な停電が発生した場合は、全社または他社（他電力、協力会社）からの応援により、早期復旧を図る。

⑮災害処理停滯による復興遅れ

【都市ガス施設の耐震化等（北陸ガス）】

- 耐震性の高い導管の敷設などの地震対策及び津波浸水対策を進める。
- 二次災害防止のため地震被害が大きな地域は速やかに供給停止し、被害が小さな地域は供給を継続する「地震時緊急遮断システム」の機能を確実に発揮させるとともに供給停止した地区の早期復旧のため、全社または他社（他ガス会社、日本ガス協会等）からの応援体制を構築する。

〈目標〉

ねずみ鉄管の入替完了（H27）
白ガス管（本支管）の入替完了（H32）
供給設備の津波・大雨洪水対策完了（H31）

⑯地域機能不全での被害悪化

⑬上水道の長期にわたる供給停止

脆弱性の評価

【水道施設の耐震化等】

- 浄配水施設の耐震化については、浄水施設耐震率 19.9%（H26 見込）、ポンプ所耐震施設率 92.4%（H26 見込）、配水池耐震施設率 75.6%（H26 見込）と進捗途上にあるため、着実に進める必要がある。また、被災時の影響が大きい基幹管路の耐震適合率は 57.7%（H26 見込）と進捗途上にあるため、優先的に耐震化を進める必要がある。
- 浸水対策としては、津波避難区域内にある浄配水施設については対策済みであるが、河川の洪水時に浸水想定区域内にある施設の浸水対策率は 75.0%（H26 見込）と進捗途上にあるため、対策を着実に進める必要がある。

〈現状〉

浄水施設耐震率：19.5%（H25）〔全国平均 22.1%（H25）〕
ポンプ所耐震施設率：85.8%（H25）
配水池耐震施設率：70.0%（H25）〔全国平均 47.1%（H25）〕
基幹管路耐震適合率：54.0%（H25）〔全国平均 34.8%（H25）〕
浄配水施設浸水対策率：75.0%（H25）

【応急給水体制の整備】

- 加圧給水車や仮設給水用具等の整備を完了し、住民用応急給水口と給水車への注水設備を整備しているところであるが、未整備の浄水場に設置する必要がある。

【業務継続体制の整備】

- 震災対策計画や応援受入マニュアルなどは整備済みだが、震災対応資源の制約を踏まえた業務継続計画を作成する必要がある。

【相互応援体制等の整備】

- 災害時に他水道事業体との応急給水、応急復旧、燃料確保に関する相互応援協定等の締結や、OB 登録制度の確立、民間団体との協定等の締結は実施しているが、さらなる実効性の確保に向けて、地域住民との連携や効果的な訓練等を実施する必要がある。

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組みを行う必要がある。

施策の推進方針

【水道施設の耐震化等】

- 浄配水施設の耐震化を着実に進める。また、被災時の影響が大きい基幹管路の耐震化を優先的に進める。
- 河川の洪水時に浸水想定区域内にある浄配水施設について、浸水対策を着実に進める。

〈目標〉

浄水施設耐震率：100% (H36)
ポンプ所耐震施設率：100% (H36)
配水池耐震施設率：100% (H36)
基幹管路耐震適合率：72.7%以上 (H36)
浄配水施設浸水対策率：87.5% (H36)

⑨電力停止による通信の麻痺

⑩基幹交通の機能停止

⑪食料供給の堤体

⑫長期工ネルギー供給停止

⑬上水道の長期供給停止

⑭下水道の长期機能停止

⑮災害処理による復興遅れ

⑯地域機能不全での被害悪化

【応急給水体制の整備】

- 加圧給水車や仮設給水用具等の整備を完了し、今後は住民用応急給水口と給水車への注水設備について、未整備の浄水場への設置を進める。

〈目標〉

住民用応急給水口・給水車注水設備：整備完了 (H30)

【業務継続体制の整備】

- 震災対策計画や応援受入マニュアルなどを整備済みであり、今後は震災対応資源の制約を踏まえた業務継続計画の作成を進める。

【相互応援体制等の整備】

- 他水道事業体との災害時相互応援協定及びOB登録制度、民間団体との協定等について、さらなる実効性の確保に向けて、地域住民との連携や効果的な訓練等を実施する。

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。

⑯下水道施設の長期にわたる機能停止

脆弱性の評価

【下水道施設の耐震化等】

- 既設の処理場・ポンプ場は、耐用年数を超える施設が増えてくるため、改築・更新時に合わせ耐震化を進めていく必要がある。
- 下水道施設は、浸水時における排水対策に欠かせないことから、津波による影響が想定されるポンプ場・処理場について、被災時に排水機能を確保するための対策を進める必要がある。
- 防災対策上重要な管路の耐震化率は 42.6% (H25) と低く、対策を進める必要がある。

〈現状〉

下水処理場・ポンプ場の耐震化率 : 34% (H25)
重要な管路の耐震化率 : 42.6% (H25) [全国平均 約 38% (H24)]
(重要な管路延長 598.5km)

【災害時応急トイレの整備】

- 災害時のトイレ機能確保を図るための、避難所などへのマンホールトイレや防災公園での非常用トイレの設置は、その整備が途上であるため、着実に進める必要がある。

〈現状〉

防災公園非常用トイレ設置率 : 6% (H25)

【下水道事業の業務継続体制の整備】

- 下水道事業の業務継続計画は平成 25 年 4 月に策定済みであるが、今後も運用・訓練等により継続的に改善を図る。

〈現状〉

下水道事業の業務継続計画 : 策定済

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化の取組みを行う必要がある。

施策の推進方針

【下水道施設の耐震化等】

- 既設の処理場・ポンプ場の耐震化について、下水道中期ビジョンに基づき施設の改築・更新に合わせ着実に進めるとともに、防災対策上重要な管路の耐震化を進める。
- 下水道施設は、浸水時における排水対策に欠かせないことから、津波による影響が想定されるポンプ場・処理場について、被災時に排水機能を確保するための対策を進める。

〈目標〉

下水処理場・ポンプ場の耐震化率：38% (H30)

重要な管路の耐震化率：43.3% (H30)

(9) 電力停止による通信の麻痺

(10) 基幹交通の機能停止

(11) 食料供給の堤体

(12) 長期工ネルギー供給停止

(13) 上水道の長期供給停止

(14) 下水道の长期機能停止

(15) 災害廃棄物による復興遅れ

(16) 地域機能不全での被害悪化

【災害時応急トイレの整備】

- 災害時のトイレ機能確保を図るための、避難所などへのマンホールトイレや防災公園での非常用トイレの設置を着実に進める。

〈目標〉

防災公園非常用トイレ設置率：8% (H30)

【下水道事業の業務継続体制の整備】

- 下水道事業の業務継続計画について、訓練の実施等を通じて実効性を高める。

【その他】

- インフラ施設については、各々の耐震化だけでなく、施設の状況やライフサイクルコストを踏まえた上で、長寿命化を図りながら効率的な維持管理・更新を進める。 (県・市)

⑯大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価

【災害廃棄物処理体制の整備】

- 災害廃棄物発生量の推計や仮置き場の選定、選別・処理の方法等具体的な計画を定める必要がある。
〈現状〉 災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル：策定済

【廃棄物処理における協定体制の整備】

- 災害廃棄物等の円滑な処理のため、市内のし尿処理業者や産業廃棄物処理業者等との協定を締結する必要がある（一般廃棄物収集運搬委託業者とは協定締結済）
〈現状〉 家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定締結団体数：24 団体（H25）

⑰地域コミュニティの機能が活かされないことにより被害が悪化する事態（1/2）

脆弱性の評価

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 災害時には、お互いの助け合いにより、命を守る共助が大切となることから、自主防災組織の結成・活動を支援するとともに、地域における防災リーダーを育てていく必要がある。
〈現状〉 自主防災組織結成率：83.4%（H25） [全国平均 77.9%（H24）]
市推奨防災訓練実施率：61.8%（H25）

【災害時要援護者対策】

- 災害時要援護者名簿を整備しているが、災害時に一人での避難が困難な方がいざという時に的確に避難できるよう、地域による支援体制の整備を一層進める必要がある。

【避難所運営体制の整備】

- 災害時は、避難所の早期開設及び運営が最優先事項となることから、これまで避難所指名職員の配置を進めてきたが、職員の被災により迅速な対応ができないことも想定されるため、平時から、地域住民及び施設管理者、行政との協働による避難所運営体制を構築する必要がある。
- 介護を要する高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送れるよう環境整備を進める必要がある。
〈現状〉 避難所運営体制検討会の実施避難所数：中央区全 52 箇所（H25）
指定福祉避難所及び協定締結による福祉避難所数：68 箇所（H26）

施策の推進方針

【災害廃棄物処理体制の整備】

- 災害廃棄物発生量の推計や仮置き場の選定、選別・処理の方法等を定めた計画を策定する。

〈目標〉

災害廃棄物処理計画の策定 (H27)

⑨電力停止による通信の麻痺

⑩基幹交通の機能停止

⑪食料供給の堤体

⑫長期工ナエルギー供給停止

⑬上水道の長期供給停止

⑭下水道の长期機能停止

⑮災害廃棄物による復興遅れ

⑯地域機能不全での被害悪化

施策の推進方針

【地域における防災活動の強化と防災リーダーの育成】

- 災害時には、お互いの助け合いにより、命を守る共助が大切となることから、自主防災組織の結成活動を支援するとともに、市主催による防災士養成講習会を実施するなど、地域における防災リーダーの育成を進める。

〈目標〉

市推奨訓練実施率：毎年 70%以上

市主催の講習会受講による防災士資格取得者：100 人 (H26・H27)

【災害時要援護者対策】

- 災害時に一人での避難が困難な方がいざという時に的確に避難できるよう、災害時要援護者名簿の有効活用をはじめとした地域による支援体制をサポートする。

【避難所運営体制の整備】

- 災害時における避難所の早期開設及び要援護者も安心して利用できる安定した運営に向け、地域住民及び施設管理者、行政との協働による避難所ごとの運営マニュアル作成及び運営体制の構築を進める。
- 介護をする高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送れるよう環境整備を進める。
- 長引く被災生活による被災者のこころの健康の保持・増進を図るために必要な措置を講じる。

〈目標〉

地域・学校・行政の協働による避難所ごとの運営マニュアル作成数 全避難所分 (367 件) (H27)

⑯地域コミュニティの機能が活かされないことにより被害が悪化する事態（2/2）

脆弱性の評価

【応急仮設住宅等の入居者選定】

- 応急仮設住宅等の入居者は、住宅が全壊、全焼または流出により居住する住家が無く、自らの資力で住宅の確保ができない者等を対象とするが、その後の生活における孤独死や、居住していた地域のコミュニティ崩壊を防ぐための配慮も必要である。

【防災教育】

- 自分の命は自分で守る力を身に付けるとともに、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、新潟県防災教育プログラムに地域連携を付加した「防災教育」学校・地域連携事業（H26～）や、ジュニアレスキュ一隊育成講習会（H17～）を実施している。今後も子どもたちへの防災教育に継続的かつ充実させながら取組んでいく必要がある。

〈現状〉

「防災教育」学校・地域連携事業実施校：各区1校（H26）
ジュニアレスキュ一隊講習会受講者数：H17～H25 累計 2,574人

施策の推進方針

【応急仮設住宅等の入居者選定】

- 応急仮設住宅等の供与にあたっては、入居者のその後の生活における孤独死や、居住していた地域のコミュニティ崩壊を防ぐための入居方針を決定しておく。

【防災教育】

- 自分の命は自分で守る力を身に付けることや、他人や地域のために率先して行動できる子どもの育成を目指して、防災教育に継続的かつ充実させながら取り組む。

〈目標〉

「防災教育」学校・地域連携事業実施校：市内全小・中・中等教育・特別支援学校（170校）（H27～H31）
ジュニアレスキュー講習会受講者数：H17～H27 累計 3,200人

⑨電力停止による通信の麻痺

⑩基幹交通の機能停止

⑪食料供給の堤体

⑫長期工ネルギー供給停止

⑬上水道の长期供給停止

⑭下水道の长期機能停止

⑮災害処理停滯による復興遅れ

⑯地域機能不全での被害悪化

3.2 救援・代替機能の強化（首都直下地震等への機能発揮）

3.2.1 救援・代替機能の考え方

東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、多くの尊い命を失い、莫大な経済的・社会的な損失を受けた。加えてこうした直接の被害にとどまらず、産業活動に不可欠なサプライチェーンの分断などにより、産業の生産低下を招くなど、国全体の社会・経済活動に深刻な影響を及ぼした。この大震災を契機に、防災の範囲を超える国土の強靭化の必要性が明確になり、国土強靭化基本法が制定された。

今後、高い確率で発生が想定されている、首都直下地震や南海トラフ地震などの太平洋側の大規模災害に備え、各地域の強靭化を図るとともに、大規模災害発生時にも国の社会・経済システムが維持されるよう、首都圏や太平洋側に集中する諸機能の分散や代替機能を確保することが重要である。

本市は、首都圏から300km圏内の距離に位置し、首都直下地震では同時被災する可能性が低い地理的特性を有し、かつ日本海地域の中心に位置する拠点都市である。東日本大震災においては、最大級の救援センターとしての役割を果たした経験や地域特性を生かし、被災地への迅速・的確な救援・支援や諸機能の代替など、国全体の強靭化に貢献するため、国や県、民間事業者等と連携することで、さらなる救援・代替機能の強化を図ることとする。

なお、平常時から本市の拠点性を高めることが、救援・代替機能の強化につながることから、産業の振興や定住人口・交流人口の確保に努め、交流・物流の拠点性の向上に努めていく。また、首都圏や太平洋側に集中する諸機能の分散や代替性の確保などの様々な取組は、防災・減災を図るうえで重要な視点であるが、平常時においても、その機能が十分に生かせることが重要である。

(1) 新潟市の地域特性

- 首都圏から 300km 圏内の距離に位置し、予測される首都直下地震では同時被災する可能性が低く、加えて日本海側地域の中心に位置する拠点都市である。
- 国際拠点港湾の新潟港や特色ある国際航路を持つ新潟空港をはじめ、高速道路や鉄道ネットワークなど、充実した交通ネットワークを有し、首都圏などの国内各地と東アジアを結ぶ結節点になっている。
- 新潟港東港区周辺には、油槽所やLNG基地、国内最大級の火力発電所などを有し、日本海側のエネルギー供給拠点としての役割を担っている。
- 製造業などの集積、情報系・航空機産業などの成長産業の立地が進められ、日本海側の拠点都市として、首都圏などからの機能移転の受け皿としてのポテンシャルを有す。
- 全国 1 位の水田耕地面積や全国 3 位の市町村別農業産出額やコメの輸出量など、大農業都市であるとともに、食品産業の集積もあり、農業と食品産業の拠点都市である。
- 中越地震や中越沖地震、東日本大震災における、人的・物的支援の実績と経験を有するとともに、関東諸都市との災害時の相互応援協定を締結している。

(2) 国全体の強靭化に貢献する新潟の役割

大規模災害発生時にも、国全体の社会・経済システムが維持され、また、迅速な復旧復興がなされる国全体の強靭化に向けて、東日本大震災での貢献実績、地域特性を踏まえた、新潟の果たすことのできる役割は以下のとおりである。

1) 東京一極集中からの是正、「自立・分散・協調」型の国土形成への寄与

日本海地域の拠点都市としての機能強化とともに、日本海国土軸の形成、及び太平洋側との連携強化を図り、「自立・分散・協調」型の国土形成に寄与する。

- ① 太平洋側での大規模災害時における、被災地の代替輸送の拠点としての役割
広域交通インフラの活用と機能強化を図ることで大規模災害発時に被災地の代替輸送の拠点としての役割を担うことができる。
 - (ア) 高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの活用と整備
 - (イ) 新潟港の活用と機能強化
 - (ウ) 新潟空港の活用と機能強化
 - (エ) 鉄道の活用と機能強化

②大規模災害発生時に国全体の社会・経済活動の停滞を回避するたのリスク分散、代替性確保への寄与

日本海側の拠点都市である本市が、首都圏などの工場・事業所などの移転の受け皿となるとともに、エネルギーや食料の備蓄・供給機能を強化することで、それぞれの供給拠点としての役割を担うことができる。

- (ア) 産業機能の集積
- (イ) エネルギー拠点の形成
- (ウ) 食料拠点の形成

2) 被災地への救援拠点としての役割

- ①東日本大震災における救援・支援の実績を生かすとともに、恵まれた広域交通インフラを活用、また機能強化することで、被災地への迅速かつ強力な救援・支援が可能となり、人的・物的な支援拠点としての役割を担うことができる。
- ②関東圏の都市と締結している災害時応援協定に基づき、迅速な救援・支援を行う。

(3) 配慮すべき視点

1) 平時からの拠点性

リスク分散や代替性の確保は、国土強靭化を図るうえで重要な視点であるが、平時からその機能を十分に生かすことが肝要である。本市においても平時からの拠点性を高めることが、有事の際にもその機能が救援・代替機能につながる視点「平時と有事の連続性」にたち、産業の振興や定住人口・交流人口の確保に取り組むことで、人流・物流における拠点性向上に努める。

2) 国全体の体制、県及び市町村との連携

国土強靭化を効果的、体系的に進めるためには、国全体のバックアップ体制の確立や、地域・県・市町村レベルでの連携が必要であり、本市も県及び関係自治体などと連携を図りながら、救援・代替拠点としての備えを整えていく。

3.2.2 救援拠点としての実績 一東日本大震災で新潟の果たした役割一

新潟は、東日本大震災で、高速道路・港湾・空港・鉄道等の結節点である優位性を生かし、日本最大級の救援センターとして機能し、救援・復旧に貢献した。

東日本大震災での貢献実績

(分野)

道 路

- 東日本大震災で新潟市は、最大の救援センターとして救援物資の集積基地となり、日本海東北自動車道、磐越自動車道などの高速道路をはじめ、国道7号、国道49号、国道113号の道路ネットワークが、救援幹線として機能し、救援・復旧に貢献した。

港 湾

- 新潟港は、国内外からの救援物資が荷揚げされた他、被災した八戸港や仙台塩釜港の代替港としての機能を果たした。
(外資コンテナ貨物取扱量が過去最高を記録 新潟港取扱貨物量 平成23年度実績、前年比120%)
- 新潟港は、被災した鹿島港の代替港として、北米からの穀物を受け入れた。それに伴い新潟港東港区飼料工場が2倍の増産体制を取り、被災地の代替を担った。
- 新潟港東港区の油槽所は、被災地への石油製品の受け入れ窓口として、北海道や山口県などからのタンカーの入港数の増加に対応し、配送拠点となった。
(平成23年実績、前年度同期比 入港数 150%)
- 新潟港東港区は、電力の安定供給のため、東新潟火力発電所で発電に使用するLNGの輸入増加に対応した。
(平成23年実績、前年比 158%)
- 新日本海フェリーが、太平洋岸フェリーの休止により、新潟一小樽便、新潟一秋田一苫小牧便を増便し、新潟を拠点に被災者や救援・支援活動者、車両などの輸送を行い救援に貢献した。
(平成23年度実績、前年同期比 旅客2.5倍 車両2倍)

空 港

- 新潟空港では、中国方面に臨時便を24便運航させ、6日間で約5,000人の被災地域に居住していた外国人等の出国拠点となつた。

鉄道

- 鉄道輸送は、新潟貨物ターミナルを中継基地に根岸からのガソリン・灯油・重油を盛岡、郡山の貨物ターミナルへ貨車輸送を行うなど、JR貨物の被災地向け支援物資の70%～80%が新潟を経由しての輸送となり、輸送拠点としての役割を担った。

エネルギー供給

- 新潟と仙台間がガスパイプラインで結ばれていたことで、震災発生後わずか10日でガス供給が行われ、早期の復旧・復興に大きく貢献した。

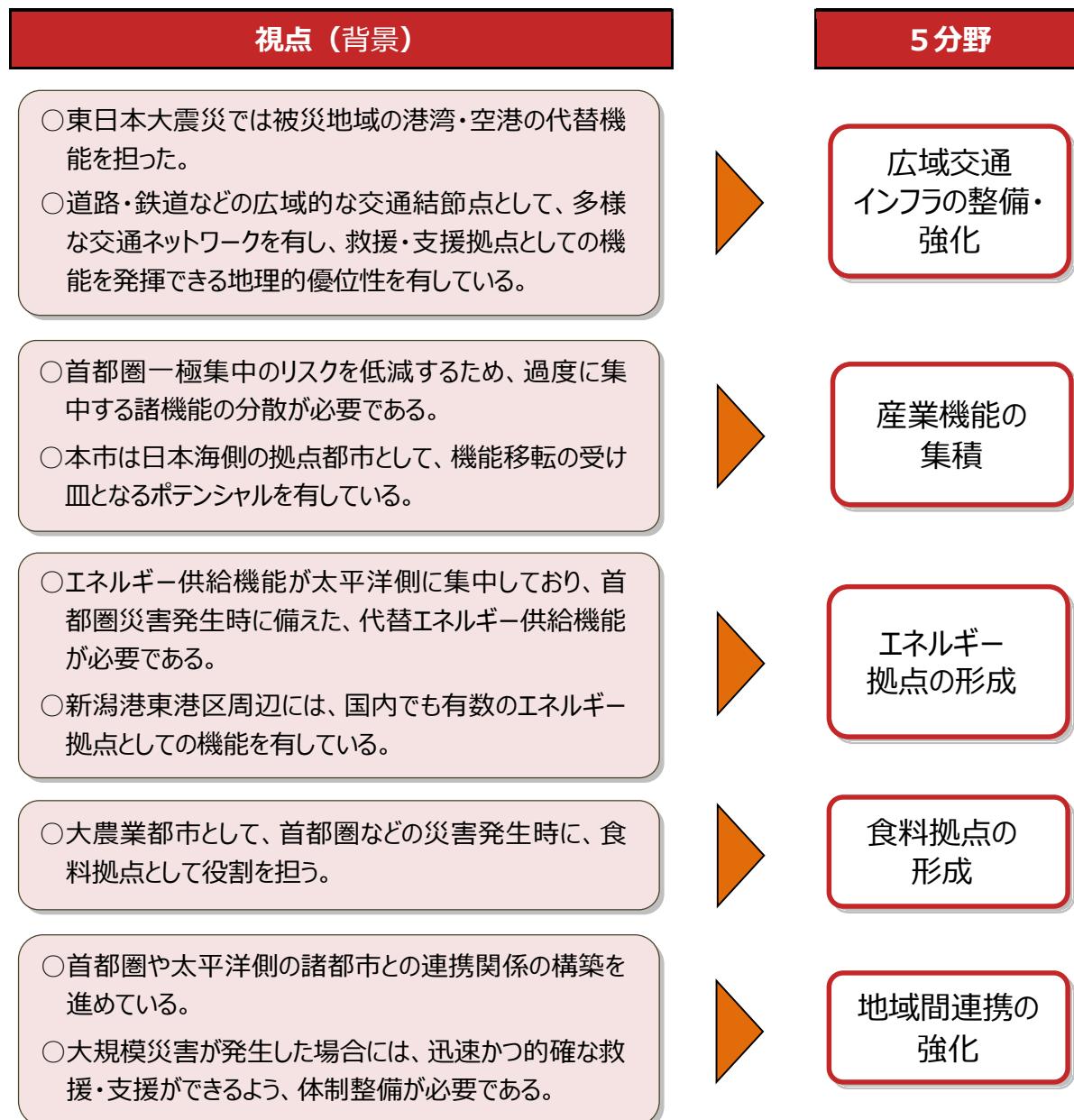
地域間連携

- 新潟地震の経験や、中越・中越沖地震への支援など、地震災害復旧の経験と技術の蓄積を生かし、市民・ボランティア・民間事業者等と連携し、職員の派遣(人的支援)、物資の支援(物的支援)、避難者の受け入れを中心に迅速で力強い支援を行い、救援・復旧・復興に貢献した。
- 消防局や水道局などの先遣隊をはじめとし、緊急消防援助、給水支援、避難所運営支援等に、延べ8,380人(ピーク時には1日最大352人)の職員を派遣し、応急対応や復旧支援等に貢献した。
- 福島県内からの避難者の受け入れのため、市内4施設(豊栄総合体育館、新潟市体育館、亀田総合体育館、西総合スポーツセンター)を避難所として開設し、ピーク時には帰国待機者を含め、3,912人を受け入れたほか、市営住宅の空き室120戸を提供した。
また、高齢者・障がい者・乳児等の避難者に対応するため、老人福祉センターを避難所として開設し、被災者の支援を行った。

※参考資料編「資料7」「資料8」参照

3.2.3 推進すべき 5 分野の設定

本市が掲げる救援・代替機能の強化では、国が目指す方針、東日本大震災での貢献実績及び本市の地域特性を総合的に勘案し、以下の 5 つの視点（背景）から、推進すべき 5 分野を設定した。



3.2.4 5分野ごとの現状と課題、推進すべき施策の方針

①広域交通インフラ (1/3)

東日本大震災の被災地支援に際して新潟は、最大の救援拠点としての役割を果たした。大規模災害発生時には、人やモノの円滑な流れを確保することが重要であり、高規格幹線道路網の整備をはじめ、物流・交流の拠点となる港湾や空港、鉄道の強化などが必要となる。（↗）

現状と課題

【道路】

- 東日本大震災時の新潟を拠点とした救援・支援においては、日本海東北自動車道、磐越自動車道の高速道路をはじめ、国道7号、国道49号、国道113号が支援幹線として機能したが、ミッシングリンクなどの問題が認識された。
- 日本海東北自動車道の朝日まほろばIC～あつみ温泉IC間（約41km）が未開通区間となっており、日本海国土軸の強化には、全線開通に向けた着実な事業の推進が必要である。
- 磐越自動車道の会津若松～新潟市間は、暫定2車線供用区間となっており、渋滞や事故の際には通行に支障が生ずるなど問題があることから、災害時や緊急時の安定した高規格道路ネットワークの形成、日本海側と太平洋側の連携強化を図るために、4車線化の早期事業着手が必要である。
- 本市と関東を結ぶ国道17号は、ガソリン等の危険物を積載する車両が走行できる唯一の路線である。当路線の三国トンネルは、老朽化の進行と併せ、過去の補修により内空断面が縮小しており、タンクローリーやコンテナ搭載車両などの大型車同士のすれ違いに支障が生じており安全性が求められている。
- 新潟と仙台を結ぶ最短の広域物流ルートになっている、新潟山形南部連絡道路（国道113号）は、地域における唯一の幹線道路であり、また、日本海東北自動車道と東北中央自動車道を連結する地域高規格道路であることから、その機能強化が望まれている。
- 本市の多核連携型の都市構造を支える放射環状型の幹線道路整備を着実に推進し、安心・安全なまちづくりを進めて行くことが必要となっている。

(→) 本市の平時の拠点性を高めるとともに、「防災・救援拠点」としての役割を果たすためにも、日本海国土軸の強化と太平洋側との連携強化が必要であり、広域交通インフラの整備を推進するとともに、物流機能の強化を図るため、行政、交通・物流事業者間の連携に努める。

施策の推進方針

【道路】

広域交通ネットワークの中心として位置づけられる高規格幹線道路及び幹線国道は、平時の物流や交流に対応し、本市の拠点性を高めるとともに、災害時や緊急時に重要な道路ネットワークを形成するため、次の施策について促進する。

- 日本海沿岸東北自動車道の村上市（朝日まほろばＩＣ）から山形県鶴岡市（あつみ温泉ＩＣ）間のミッシングリンクの解消による日本海国土軸の強化。（国）
- 磐越自動車道の4車線化の事業化による太平洋側との連携強化。（国・民間）
- 本市と関東を結ぶ危険物積載車両が通行できる唯一の路線となっている国道17号の新三国トンネルの整備による関東圏との連携強化。（国）
- 地域高規格道路である新潟山形南部連絡道路（国道113号）の着実な事業促進と未着工区間の早期事業化による太平洋側の連携強化。（国）
- 国道7号万代島ルート線などの直轄国道の整備による、本市の骨格となる放射状の幹線道路ネットワークの形成。（国）
- 新潟港東港区と直結する新潟中央環状道路の整備による広域拠点の連携強化及び幹線道路ネットワークの形成。（国・市）

現状と課題

【港湾】

- 新潟港は、全国で国際海上貨物輸送網の拠点として特に重要として定められている国際拠点港湾に指定された18港のひとつで、外貿コンテナ取扱数は全国11位であり本州日本海側では最大である。（2013年実績）
- 東南アジア航路や極東ロシア航路の再開など、新潟港東港区はコンテナ貨物需要の増加やコンテナ船の大型化などに対応したターミナルの拡張や泊地の増深などの機能強化により、首都直下地震などの大規模災害時のリダンダンシー機能を確保する必要がある。
- 新潟港の耐震強化岸壁は、西港区1箇所、東港区2カ所で整備済みであるが、引き続き港湾施設の耐震性を着実に強化していく必要がある。
- 国際海上コンテナ物流拠点などとしての役割を担っている新潟港東港区の西防波堤は、堤体の前面の洗掘により不安定な状態にあり、波浪等で堤体が被災した場合、安定した港湾荷役が確保されないことから整備を進める必要がある。
- 内貿を中心に物流・人流の拠点である新潟港西港区の静穏度を確保し、船舶の安全な運航を図るため、防波堤の整備を進める必要がある。
- 新潟港西港区は、離島航路及び長距離フェリーが就航する交通結節点であることから、航行船舶の安全確保のため、航路・泊地の浚渫を進める必要がある。
- 環境負荷の低減や有事の際の輸送力強化を図るため、新潟港東港区における臨海鉄道西線を活用した貨物輸送が検討されている。
- 首都直下地震等により太平洋側の港湾が被災した場合の代替輸送が円滑に進むよう、交通・物流事業者間の連携強化や訓練の取組を進める必要がある。



施策の推進方針

【港湾】

国際拠点港湾としての平時の機能強化とともに、太平洋側の大規模災害における、被災港湾の代替性を確保する。そのため物資やエネルギー等の供給ルートを確保するための機能充実や被災地への円滑な物資の供給を行う体制の整備、耐震化や津波対策など、港湾機能の強化に向けた取組を進める。

- 東南アジア航路や極東ロシア航路の再開に取組むとともに、コンテナ貨物需要の増加やコンテナ船の大型化などに対応したターミナルの拡張や泊地の増深（東港区西ふ頭3号岸壁の水深14m化）などの機能強化により、首都直下地震などの大規模災害時のリダンダンシー機能の確保を促進する。（国・県）
- 日本海国土軸の形成等を図るため、内貿ユニット貨物の海上輸送ネットワーク構築に向け必要となる岸壁等の整備を促進する。（国・県）
- 新潟港の耐震強化対策として、耐震強化岸壁の整備を促進する。（国・県）
- 新潟港東港区及び新潟港西港区の静穏度を高め、船舶の安全な運航や安定した港湾荷役が確保できるよう、防波堤の整備を促進するとともに、新潟港西港区の長距離フェリーなどの安全確保のため航路・泊地の浚渫を促進する。（国・県）
- 東港区西ふ頭地区と白新線が結ばれるよう臨海鉄道西線の延伸改良を行い、コンテナ等の貨物輸送における環境負荷の低減、輸送モードの多様化及び有事の際の輸送機能の強化を促進する。（国・県）
- 首都直下地震などにより、太平洋港湾が被災した場合の代替輸送が円滑に進むよう交通・物流事業間の連携強化や訓練の取組を促進する。（国・県・市・民間）

①
インフラ
広域交通

②
集積
産業機能

③
拠点
エネルギー

④
食料拠点
地域間連携

⑤
の強化
地域間連携

現状と課題

【空港】

- 新潟空港は、地震災害時に緊急物資及び人員等輸送基地の役割が求められる航空輸送上重要な空港として早期に耐震性の向上を推進するよう指定された全国13空港の1つであり、本州日本海側では唯一の存在である。13空港のなかでも首都圏へのアクセスに優位性を有しており救援・代替空港として適している。
- 新潟空港ターミナルは耐震化済みであるが、滑走路の耐震化（液状化対策）は実施しているところであり、着実に推進する必要がある。また、海岸に隣接し立地していることから津波被災時の機能確保についても検討を進める必要がある。
- 新潟地域の拠点性を向上させるため、既存路線の維持・拡充、新規路線の開設が求められる。
- 新潟駅から新潟空港間の公共交通アクセスは、バス輸送が主な輸送形態となっており、利便性向上を図り平時からの拠点性強化のため、鉄軌道系の可能性を含めたアクセスの改善について検討が必要である。

【鉄道】

- 本市は、首都圏と直結する上越新幹線や日本海縦貫線など鉄道の結節点になっており、交流・物流の拠点としての機能を有している。
- 羽越本線及び白新線は、新潟から秋田間の旅客及び貨物輸送を支える重要な路線であるが、地形上、強風などの影響で、運休や遅延が懸念されている。国土強靭化に向け、日本海縦貫線の一部である本線の高速化の促進や安定輸送の確保が望まれている。
- 磐越西線は、新潟と太平洋側をつなぐ重要な路線であるが、山間部を貫く地理的状況から大雨等の影響が懸念されるため、より防災強度を高めることによる安定輸送の確保が望まれる。
- 現在、推進している新潟駅付近連続立体交差事業及び、新幹線・在来線同一ホーム乗り換え事業は、利便性の向上に加え日本海国土軸の強化にもつながるため、事業の早期完成が必要である。

施策の推進方針

【空港】

本市の拠点性向上に向け、また太平洋側の災害時に、それらの地域の空港の代替として機能を発揮できるよう、新潟空港の機能強化と耐震性向上を図り空港の拠点性を高める。

- 太平洋側の空港の代替機能など、災害時に新潟空港の果たす役割がますます重要になっていることから、災害時の機能確保のため、滑走路の液状化対策など耐震性向上を図るとともに、海岸に隣接していることから津波被災時の機能確保についての取組を促進する。（国）
- 新潟空港では、降雪のある冬期に、航空機の運航への影響が生じており、安定運航の確保及び安全性の向上を図ることが重要となるため、除雪車等の機材増強や除雪体制の強化を促進する。（国）
- 中国のハルビン線や極東ロシアのハバロフスク線、ウラジオストク線などの特徴ある路線を含む国際7路線を有するとともに、国内の地方ネットワークを支える8路線が運航し100万人規模の利用が有り市民活動並びに経済活性化に大きく寄与していることから、特色ある既存国際線及び地方路線の維持・拡充を促進する。（国・県・市・民間）
- 長期的な視点では、中国との交流が一層拡大すると考えられることから、中国首都圏及び華南方面との交流拡大に対応した路線の開設、また、LCC就航やビジネスジェット受け入れに向けた空港使用料の一層の低減などの取組を促進する。（国・県・市・民間）
- 新潟駅から新潟空港へのアクセス強化に向けて、県と連携して改善策の検討を行う。（県）

【鉄道】

総合交通体系確立の基幹をなすとともに、災害時や緊急時における人や物資などの輸送路として大きな役割を果たす、鉄道ネットワーク強化に向けての取組を推進する。

- 白新線・羽越本線の安定輸送の確保並びに高速化や、上越新幹線駅と北陸新幹線駅間の輸送体制の維持・強化は、利便性の向上とともに日本海国土軸の強化による太平洋国土軸とのダブルネットワークの構築に繋がることから、代替補完機能を確保するためにも鉄道ネットワークの強化を働きかけていく。（民間）
- 太平洋側との横断軸を形成する磐越西線は重要な路線であり、災害時等における臨時の貨物輸送を担う上でも、より防災強度を高め安定輸送を目指す対策の実施を働きかけていく。（民間）
- 新潟駅付近連続立体交差事業及び新幹線・在来線同一ホーム乗り換え事業は、日本海国土軸と首都圏との連携強化を図る重要な施策であり、乗り換え時間の短縮など利用者の利便性向上とあわせ日本海国土軸の強化にも資するため、本事業を着実に推進していく。（県・市・民間）

【産業機能集積】

- 首都圏をはじめ太平洋側には、社会・経済機能が過度に集中しており、大規模自然災害などの発生時に、国の社会・経済活動が長期にわたり機能不全に陥ることが懸念されている。こうした事態に備え、被災リスクを低減するため、首都圏や太平洋側に集中する機能を分散化や多重化することにより、国全体の強靭化を進める必要がある。
- 新潟市は、豊富な農水産物資源に裏づけされた食料品製造業が発展・集積し、本市の製造品出荷額、事業所数、従業員数において最も多くの割合を占めている。
- また本市は、国内石油産業の発祥の地であり、石油産業から派生した鉄工をはじめとした機械・金属関連産業が集積している。南区や西蒲区は、機械・金属加工産業で有名な燕三条地域と地理的に繋がっており、関連産業の集積も見られる。
さらに、日本海側随一の外貿コンテナ貨物取扱量を誇る新潟港周辺には、化学工業、製紙業をはじめとした多くの輸出関連企業が立地している。
- 本市の立地環境を活かし、県内で育成した稲からバイオエタノールを製造・販売するモデル事業（「バイオ燃料地域利用実証事業」（農林水産省事業））の実施や、家庭用エネルギー機器の量産において高い技術と実績から家庭用燃料電池を生産するなど、新エネルギーの供給に取り組む動きも見られる。
- 本市では、企業立地促進法に基づく企業立地基本計画を策定し、航空機・自動車等機械・金属関連産業、食品・バイオ関連産業、高度ITシステム・利活用関連産業、新潟港活性化・エネルギー関連産業など、地域の強みと特性を活かした業種の集積を進めている。また、本市への立地助成制度として、工業振興条例助成金制度や情報通信関連産業立地促進事業補助金制度などがあるが、さらなる支援措置拡大の検討が必要である。
- 製造業等の立地動向について、
 - ・都市計画区域の見直しにより工業系用途地域が拡大（96.4ha）しているものの、造成済みの未使用工場用地は、東港の民間保有地 6.3ha、東港C地区 0.39ha、白根北部第2工業団地 2ha などであり、ニーズに対応できる用地が少ない。
 - ・小規模の空き工場がある一方、市内主要工場の事業拡大に対応する敷地確保に限界（農地転用、緑地の確保）があることから、工場再編の検討が必要となっている。
- 情報通信関連産業の誘致について、
 - ・コールセンター・BPOセンター等の情報通信関連産業の誘致を進めているが、民間ビルの老朽化が進む中、情報通信・非常用電源機能等の首都圏企業のニーズに対応する高機能ビルが不足していることから、新たな高機能ビルの開発が望まれるが、民間ビルの所有者による単独での建て替えに限界があり、都心軸の再開発が必要である。
- 成長産業の立地動向について、
 - ・本市が集積を進める航空機産業は、平成21年に航空機部品製造を担う企業を西蒲区の漆山企業団地に立地したのを契機として、平成26年に同敷地内に、国内初の中小企業による航空機エンジン部品共同工場（約6,000m²）を新たに整備するなど、中京圏に集積する航空機部品製造のサプライチェーンとして規模を拡大してきた。
 - ・航空機産業クラスター形成に向けて、中核企業（「コネクターハブ企業」）候補の育成・誘致、設備投資の資金確保、研究開発のための地域プラットフォームの充実強化、ものづくり中核人材の育成、支援人材（企業OB等）の確保などが必要となる。

施策の推進方針

【産業機能集積】

- 本市の産業振興を図るとともに、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震などに備え、首都圏や太平洋側に集中する企業や生産拠点のリスク分散の受け皿となるため、企業立地基本計画を推進し、航空機・自動車等機械・金属関連産業、食品・バイオ関連産業、高度ITシステム・利活用関連産業、新潟港活性化・エネルギー関連産業など、地域の強みと特性を活かした業種の移転・集積を進める。
また、企業立地促進法に基づく支援措置の拡充を国及び新潟県へ要望することとあわせ、本市への立地助成制度を拡充する。（国・県・市）
- 本市への企業移転、新設、拡充などに対応するため、必要とする用地や建物などのニーズを把握し、その確保に向けて関係団体等と検討を進めていく。（国・県・市・民間）
- 本市の広域交通結節機能をはじめとする拠点性や首都圏との直結性、さらには暮らしやすさなどを首都圏に対しアピールし、首都圏企業の本社機能の一部移転や生産・物流機能も含めた地方拠点の新設・拡充を促進する。そのため、企業の地方移転を促進する支援制度の拡充を国に働きかけて行く。（国・県・市・民間）

【成長産業の支援】

- 航空機部品の国内の新たな生産体制の構築を目指し、多行程一貫生産共同工場の整備を支援するほか、新たな産業創出として、産業用無人飛行機システムの開発支援など、中小企業を核とした産学官金連携事業を推進していく。（国・県・市・民間）
- 航空機産業クラスターの形成推進のため、航空機産業への参入支援として国際認証取得等助成に加え、研究支援機能を兼ね備えたインキュベーション共同工場整備運営に対する補助や、無人飛行機システムの産学官開発プロジェクトを推進する。
さらに航空機部品製造拠点を形成するため設備投資等の支援を促進するとともに、新潟空港周辺への航空機関連産業の立地について国・県と連携し推進していく。（国・県・市・教育機関・民間）

【エネルギー拠点】

- 国内のエネルギー供給設備は、太平洋側に集中しており、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模自然災害などにより被災した場合、相当長期にわたりエネルギー供給が途絶し、経済活動や医療活動の停止などの深刻な事態に陥る可能性が考えられることから、日本海側へのエネルギー供給設備の分散が望まれる。
 - 新潟港東港区には、LNG基地や石油備蓄基地・油槽所のほか、コンバインドサイクル発電方式により世界最高水準の発電効率を誇る「東北電力東新潟火力発電所」の立地など、国内でも有数のエネルギーの供給拠点となっている。
 - 太平洋側での大規模災害の際には、ロシアや韓国などからの、石油製品の大量輸入が想定されることから、北東アジアに近接し、日本海側拠点港である新潟港東港区周辺にエネルギー関連施設を重点的に整備する必要がある。
 - 本市には、相当量の原油が備蓄されているが、製油所がないため太平洋側被災の際の活用は期待できない。また、一油槽所の備蓄量は、平時の必要量に流通過程での保有量が加わる程度であり、首都圏のバックアップ機能を果たせないため、石油製品の備蓄の拡充や供給体制の強化が必要である。
 - 石油製品の国内需要は今後も減少が続く見込みであり、需給のバランスや業界の競争力を図る目的で「エネルギー供給高度化法」によって、石油製品の供給能力の削減が進められており、国内に従来型の製油所を新設することは現実的ではないが、国土強靭化を進めるうえでリスク分散の観点から、日本海側に効率処理が可能な次世代型製油所の整備の可能性について検討が必要である。
-
- 天然ガス関係では、LNGの受入・貯蔵・供給が可能なLNG基地を有し、東北電力新潟火力発電所の主燃料としているとともに、新潟から長岡・上越を経由し、関東圏に繋がるガスピープラインがあるが、首都圏での大規模自然災害時のバックアップを想定すると、ガス需要の数%程度の輸送能力となっている。
 - 新潟県は、国内トップの天然ガス生産地であるとともに、すでに枯渇したガス田が複数あり、これらの中には国産天然ガスの貯蔵施設として、夏季と冬季の需給調整に活用されているものがある。LNG気化ガスを枯渇ガス田に貯蔵できれば、災害時における首都圏のガス供給をバックアップする有効な機能の一つとなるが、現在の枯渇ガス田の貯蔵は国産の天然ガスに限って認められており、海外産天然ガスの貯蔵には認められていない。海外産天然ガスの安価な調達と備蓄を可能するために、本市は県や上越市、聖籠町とともに提出した「エネルギー戦略特区」の中で、法整備等を提案している。
 - 大規模自然災害発生時に、新潟から首都圏や太平洋側に石油製品を大量に輸送することを想定した場合、タンクローリーや運転手の確保が難しいことや、危険物積載車は関越トンネルを通行できないことなどの課題が多く、これらの課題への検討が必要である。

施策の推進方針

【石油製品の備蓄、及び供給体制の再編】

- 太平洋側での大規模災害発生時には、ロシアや韓国などからの石油製品の大量輸入が想定されることから、日本海側拠点港である新潟港周辺のエネルギー関連施設を重点的に整備し、早期にエネルギー供給源の多様化を図ることが有益であり、石油製品備蓄機能の強化を働きかけていく。（国・県・民間）
- 国土強靭化を進める上でのリスク分散の観点から、新潟港東港区に効率処理が可能な次世代型製油所の整備の必要性を訴えていく。（国・県・市・民間）
- 天然ガスより可搬性に優れる石油製品は、大規模災害発生後の初期段階において、特に高いニーズが想定されることから、備蓄体制の強化とあわせ、課題の多い輸送体制について検討を進める。（国・県・市・民間）

【LNGの備蓄、及び供給体制の強化】

- 新潟市周辺には、LNGの受入基地に加え、東北・関東に繋がるガスパイプラインを有しているが、エネルギー供給拠点が集中している首都圏での大規模自然災害に対するバックアップを想定すると、現在のガス供給設備では能力が十分でないことから、災害時の安定供給を念頭に置いた大規模LNG受入基地の整備を働きかけていく。ガスパイプラインについては、経済産業省総合資源エネルギー調査会天然ガスシフト基盤整備専門委員会の報告書で示された仮想ルート（長岡一桶川間）の計画を、新潟市まで延伸し新潟港東港区のLNG基地に繋ぐことで安定供給に寄与できる。
加えて、県内に複数ある枯渇ガス田を天然の備蓄庫として、LNG氣化ガスが貯蔵できれば、国産天然ガスをあわせた資源調達元の多角化により、有事・平時双方における安定供給及びコスト面においても実現性が高いと考えられる。このことから、エネルギーインフラ整備の促進とあわせ、枯渇ガス田を備蓄庫として活用する多重性供給体制の構築を提案していく。（国・県・民間）

④食料拠点

現状と課題

【食料拠点】

- 本市のコメの作付面積（平成25年度）は、全国159万9000haのうち、新潟市2万4,500ha（新潟県11万9,700ha）で、全国屈指の大農業都市である。
- 食料自給率（平成24年）は、新潟県103%となり、交通などの流通基盤が整っている本市を中心に農産物生産のポテンシャルが高い状況にある。
- コメの輸出についてみると、秋田県、山形県など、近県を含む新潟ブロックのコメ輸出量（平成25年）は、全国量の69%を占めており、26年度はさらに増加傾向にある。
- 農業分野の国家戦略特区に指定され、農業と食品産業の拠点性の向上が求められている。



⑤地域間連携の強化

現状と課題

【地域間連携】

- 災害時における地域間連携として、本市では、災害発生時に被災した自治体単独では十分な対応ができない場合を想定し、相互で協力し、応急対策と復旧対策を行うことを目的に災害時相互応援協定を締結している。
- 主な協定としては、個別の協定として川崎市、横浜市、さいたま市、前橋市、高崎市と締結しているほか、集団での協定として東京都や政令市間での「21大都市災害時相互応援に関する協定」、東京都墨田区や静岡市等との「自治体防災情報ネットワーク連絡会災害時応援に関する協定」などがある。
- 指定都市市長会においても「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を定め、全国的な被災地支援の体制が構築されている。
- 首都直下地震や南海トラフ地震など大規模災害により、首都圏や東海地域で大きな被害が発生した場合の地域間連携としては、上記の自治体間で締結されている災害時応援協定等に基づき、被災地の支援を行うこととしている。
- 災害時における地域間連携に関する課題としては、災害時対応における協定とは別な枠組み（他分野も含む包括的な協定）の中での災害対応に関する連携強化の必要性の検討や、発災時に迅速・的確な応受援が行える体制作り（定期的な会合、訓練の同時実施、情報連絡網の整備、職員の災害対応能力の向上等）が挙げられる。



施策の推進方針

【地域特性を活かした食料拠点の向上】

- 農業分野の国家戦略特区の指定を受ける中で、農業の強みを生かして食品産業と連携しながら「ニューフードバーレー構想」を一層加速させ、農業・食品産業の拠点を目指すとともに、食料供給拠点としての役割を果たすため検討を進める。（国・県・市・民間）
- 日本海側の食の拠点を目指し、北東アジア等に向けた農産物や食品の輸出を促進するとともに、輸出入基地化を推進する。
- また、本市の強みでもある食品関連産業の集積を促進し、首都圏等における災害発生時に寄与する代替機能向上に努める。（国・県・市・民間）
- 新潟大学フードサイエンスセンターを中心に立ち上がった「日本災害食学会」などにおいて、高齢者や患者に適応できる災害食の研究を促進する。（国・市・大学・民間）

施策の推進方針

【地域間連携の強化】

- 今後、発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害に備えて、首都圏や東海地域が被災した場合に円滑な支援ができるよう、また、本市を含む日本海側の都市が被災した場合の支援や受援を考慮して、災害時における相互応援協定を締結している自治体と連携強化を図る。（市）
- 被災地支援体制の強化として、災害発生時において、「21大都市災害時相互応援協定」をはじめとする各応援協定や、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」に基づく支援の実施はもとより、協定締結自治体間における相互の訓練に参加し、本市の役割や支援体制について常に確認していく。（市）
- 情報連絡体制の充実、定例会議による情報共有など、平常時から「顔の見える関係」を構築し、大災害に対する備えを強化していく。（市）
- 首都直下地震など首都圏の大規模災害を想定し、さいたま市や前橋市、高崎市との協定に基づいた前線基地と後方支援などの役割分担や的確に機能する対応システムを検討していく。（市）
- 他地域での災害時に速やかに支援できるように、中越地震や東日本大震災における被災地への支援や災害復旧の経験と技術を継承していく。（市）

IV 計画の推進と見直し

4.1 計画の推進

- ・ 本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、施策の推進を図る。

4.2 P D C A サイクルによる計画の推進

- ・ 本市の強靭化に向けた計画の推進に当たっては、本計画に掲げる関連施策の総合的かつ計画的な実施と、P D C A (Plan→Do→Check→Action) サイクルに基づく検証が必要であり、そのために各施策の進捗状況等を踏まえた効果的な展開が重要である。

4.3 推進体制

- ・ 市役所内の全庁横断的な推進体制のもと、国や県、関連民間事業者等が総力をあげて、地域計画に掲げる各施策の進捗管理を効果的に実施する。

4.4 計画の推進期間と見直し

- ・ 本計画の推進期間は、社会・経済情勢の変化や国土強靭化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年とする。なお、本計画は、推進期間内において実現する施策のみならず、推進期間中に検討を始めるものや、実現に向けて長期的な展望にたった施策も含まれる。また、本市を取り巻く社会・経済情勢の急激な変化等が生じた場合には、本推進期間内においても適宜見直しを行う。
- ・ 本計画は、本市の強靭化に関し、各分野別計画の指針として位置づけられるものであることから、国の基本計画や本市の総合計画との整合を図るとともに、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図る。